

文京区バリアフリー基本構想改定の素案について

1 概要

区では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づき、平成27年度に文京区バリアフリー基本構想、平成28年度から平成29年度にかけて重点整備地区別計画を策定し、ソフト面・ハード面の一体的・面的・継続的なまちのバリアフリーを推進してきた。令和7年度は目標年次となるため、文京区バリアフリー基本構想推進協議会において基本構想の改定について検討を行ってきた。この度、改定の素案がまとまったので報告する。

2 主な検討内容

- (1) 現行バリアフリー基本構想に対する最終評価
- (2) 生活関連施設・生活関連経路の追加・変更についての検討
- (3) 心のバリアフリー及び情報のバリアフリーの推進についての検討

3 検討経緯

令和7年	5月	第1回バリアフリー基本構想推進協議会
	5～6月	区民アンケート調査、障害者・高齢者団体アンケート調査
	6月	地域懇談会
	9月	第2回バリアフリー基本構想推進協議会
	11月	第3回バリアフリー基本構想推進協議会

4 文京区バリアフリー基本構想（素案）

別紙のとおり

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年	12月	議会報告（バリアフリー基本構想改定（素案）について）
	12月	パブリックコメント・説明会
令和8年	1月	第4回バリアフリー基本構想推進協議会
	2月	議会報告（バリアフリー基本構想改定（案）について）
	3月	バリアフリー基本構想改定
令和8年度		バリアフリー基本構想に基づき重点整備地区別計画を改定

文京区バリアフリー基本構想

素案

令和7年11月



目次

1 策定の背景	1
1.1 バリアフリー基本構想とは	1
1.2 背景と目的	4
1.3 区の概況	5
2 バリアフリー基本構想の改定方針	13
2.1 旧基本構想の最終評価	13
2.2 改定方針	21
3 バリアフリー基本構想の基本的な考え方	23
3.1 計画の位置づけ	23
3.2 目標	23
3.3 目標年次	24
3.4 基本方針	24
4 重点整備地区の設定	25
4.1 重点整備地区の設定	25
4.2 生活関連施設及び生活関連経路の設定	27
5 移動等円滑化に関する事項	34
5.1 移動等円滑化に関する主な基準等	34
5.2 移動等円滑化に向けた配慮事項	35
6 心のバリアフリー・情報のバリアフリー等の推進	54
6.1 心のバリアフリーの推進	54
6.2 情報のバリアフリーの推進	56
6.3 その他の取組の推進	58
7 地区別計画に関する基本方針	59
7.1 都心地域	59
7.2 下町隣接地域	61
7.3 山の手地域東部	63
7.4 山の手地域中央	65
7.5 山の手地域西部	67
8 バリアフリー基本構想の実現に向けて	69
8.1 地区別計画の策定	69
8.2 バリアフリー基本構想の進行管理	70

参考1	文京区バリアフリー基本構想推進協議会	設置要綱.....	71
参考2	文京区バリアフリー基本構想推進協議会	委員名簿.....	73
参考3	文京区バリアフリー基本構想推進協議会	幹事名簿.....	74
参考4	検討経緯.....		75
参考5	用語解説.....		76

1.1 バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想とは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）」第25条に基づき、区市町村が定める計画です。

バリアフリー法では、「共生社会の実現」及び「社会的障壁の除去」の基本理念が示され、高齢者、障害者等の移動や施設利用における利便性と安全性の向上を目指して、公共交通機関や建築物等のバリアフリー化を促進することとしています。

具体的には、新設・改修される旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園及び建築物に対する移動等円滑化基準への適合義務や、既存施設に対する移動等円滑化基準への適合努力義務、バリアフリー基本構想制度を活用した地域におけるバリアフリー化の推進などについて定められています。

※「高齢者、障害者等」とは、バリアフリー法の解説では、高齢者、障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、全ての障害者）、妊産婦、けが人などのこととされていますが、文京区バリアフリー基本構想では、ベビーカー利用者、子ども連れの人、外国人も移動や施設の利用に制約があることから、それらの人も対象者に含めて検討を行いました。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

※法改正の内容について、**橙字**は旧基本構想の策定後に施行された内容です。

1. 基本理念

バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを基本理念として明記

2. 国が定める基本方針

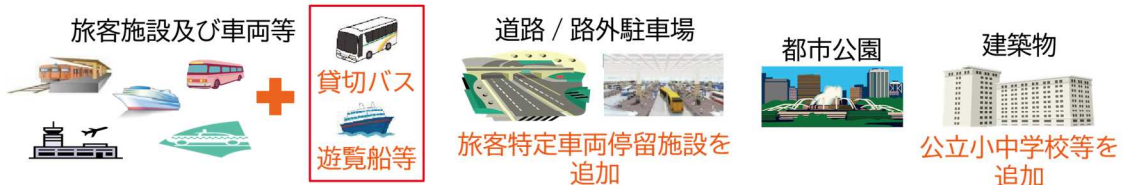
- 移動等円滑化の意義及び目標
- 施設設置管理者が講ずべき措置
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の指針
- その他移動等の円滑化の促進に関する事項
- バリアフリー基本構想の指針
- 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- 情報提供に関する事項

3. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

4. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、**情報提供、優先席、車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務**
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - ・旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守（新設等は義務、既存は努力義務）
 - ・他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
 - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ・ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務（一定規模以上の公共交通事業者等）

【バリアフリー化基準適合義務の対象施設】



5. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成する**マスタープラン**やバリアフリー基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- ・基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「**心のバリアフリー**」に関する**教育啓発特定事業**を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進（マスタープランには具体の事業について位置づけることは不要）
- ・定期的な評価・見直しの努力義務

6. 当事者による評価

- ・高齢者・障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価（移動等円滑化評価会議）

（国土交通省資料から作成）

図 1 バリアフリー法の概要

バリアフリー基本構想制度は、高齢者、障害者等が利用する施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進することをねらいとしており、これによりだれもが暮らしやすいまちづくりを進めることにつながります。

バリアフリー基本構想では、表 1 に示す内容を明示することが定められています。本区ではこれに基づき、平成 27 年度に「文京区バリアフリー基本構想」（以下、旧基本構想）を策定しました。

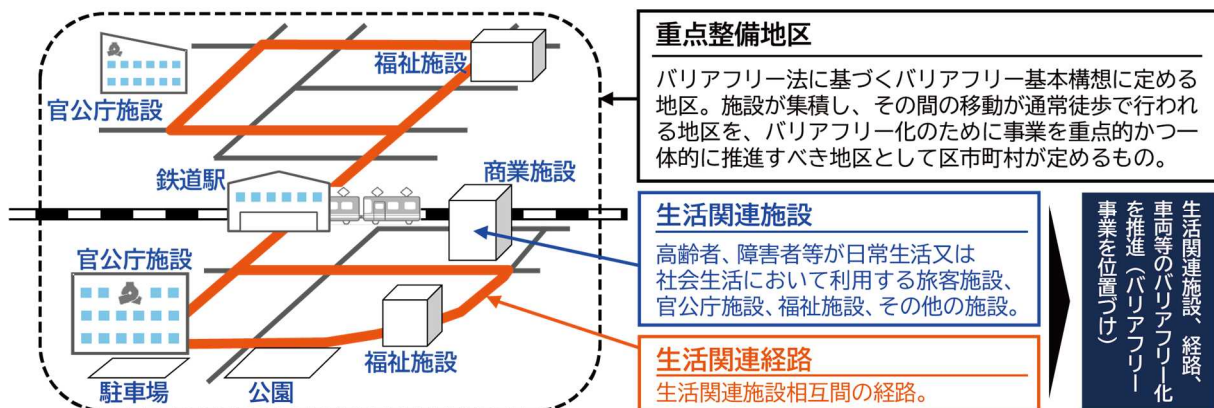


図 2 バリアフリー基本構想制度のイメージ

表 1 バリアフリー基本構想で定める事項

項目	内容
①重点整備地区における移動等円滑化の基本方針	バリアフリー基本構想作成の背景・理由や移動等円滑化の基本的な考え方など
②重点整備地区の位置・区域	重点整備地区の範囲や境界設定の考え方など
③生活関連施設・生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項	生活関連施設・生活関連経路の選定や施設の整備方針など
④実施すべき特定事業その他の事業に関する事項	公共交通・道路・路外駐車場・都市公園・建築物・交通安全・教育啓発特定事業、その他事業
⑤その他の事項	ソフト施策（心のバリアフリーの推進、情報提供、マナーの向上等）、地域特性に応じた施策、バリアフリー基本構想作成後の事業推進方法等についてなど

1.2 背景と目的

平成 27 年度に策定した旧基本構想では、「点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう」の目標のもと、10 年後の令和 7 年度を目標年次として取組を進めてまいりました。

区全体に共通するバリアフリー課題や、地域特性を踏まえた構想とするため、文京区都市マスタープランに示す 5 地区（都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）それぞれをバリアフリー法に基づく重点整備地区（図 3）に設定し、移動等円滑化に向けた配慮事項や、重点整備地区別の基本方針を設定しました。

平成 28 年度及び平成 29 年度には、取組を具体化するため、バリアフリー化のために実施する事業（特定事業）を重点整備地区別にとりまとめた重点整備地区別計画（以下、地区別計画）を策定し、事業を実施してきました。

その後、継続的に事業の進捗を確認するとともに、目標年次である令和 7 年度には旧基本構想の評価を行い、さらなるバリアフリー化の促進に向けて、バリアフリー基本構想を改定しました。

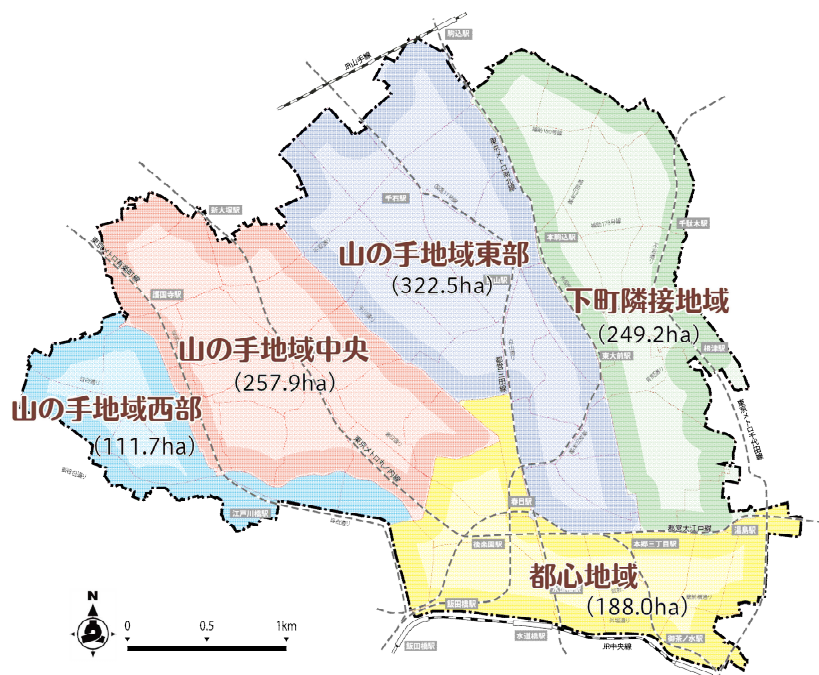


図 3 重点整備地区（5 地区）

表 2 検討経緯

時期	内容
平成 18 年 12 月	○バリアフリー法の施行
平成 28 年 3 月	○文京区バリアフリー基本構想の策定
平成 29 年 3 月	○文京区バリアフリー基本構想 重点整備地区別計画 【都心地域・下町隣接地域】の策定
平成 30 年 3 月	○文京区バリアフリー基本構想 重点整備地区別計画 【山の手地域（東部・中央・西部）】の策定
平成 30 年度～ 令和 7 年度	○事業の進捗状況の確認・公表（毎年度） ○バリアフリー法の改正（平成 30 年 11 月から順次施行） ○文京区バリアフリー基本構想 中間評価の実施（令和 2～4 年度）
令和 7 年度	○文京区バリアフリー基本構想 最終評価の実施・改定

1.3 区の概況

1.3.1 立地と面積、地形

本区は、東京都の区部（23区）の中心地近くに位置し、千代田区、新宿区、豊島区、北区、荒川区、台東区の6つの区と接しています。地下鉄駅が区内に高密度に配置されていることから、東京駅、池袋駅、新宿駅等のターミナル駅へのアクセスが良好な点が特徴となっています。

面積は11.29 km²で、東京23区の1.8%を占めています。

地形については、本区は武蔵野台地の東端部に位置し、台地と低地が複雑に入り組む起伏に富んだ地形が特徴です。台地の尾根筋と谷には主要な道路が配置され、その沿道は、商業・業務施設とマンション等の立地が多くなっています。台地上にあるかつての大名屋敷跡地は、大学のキャンパスや大規模緑地として利用されているほか、良好な低層住宅地となっています。また、その他の台地上及び斜面地は、おおむね低層住宅が中心となった土地利用となっていますが、中には住環境・防災面で課題を有する地域がみられます。一方、低地部においては中小の工場の集積がみられ、台地上の住宅地と比較すると密集した市街地となっています。

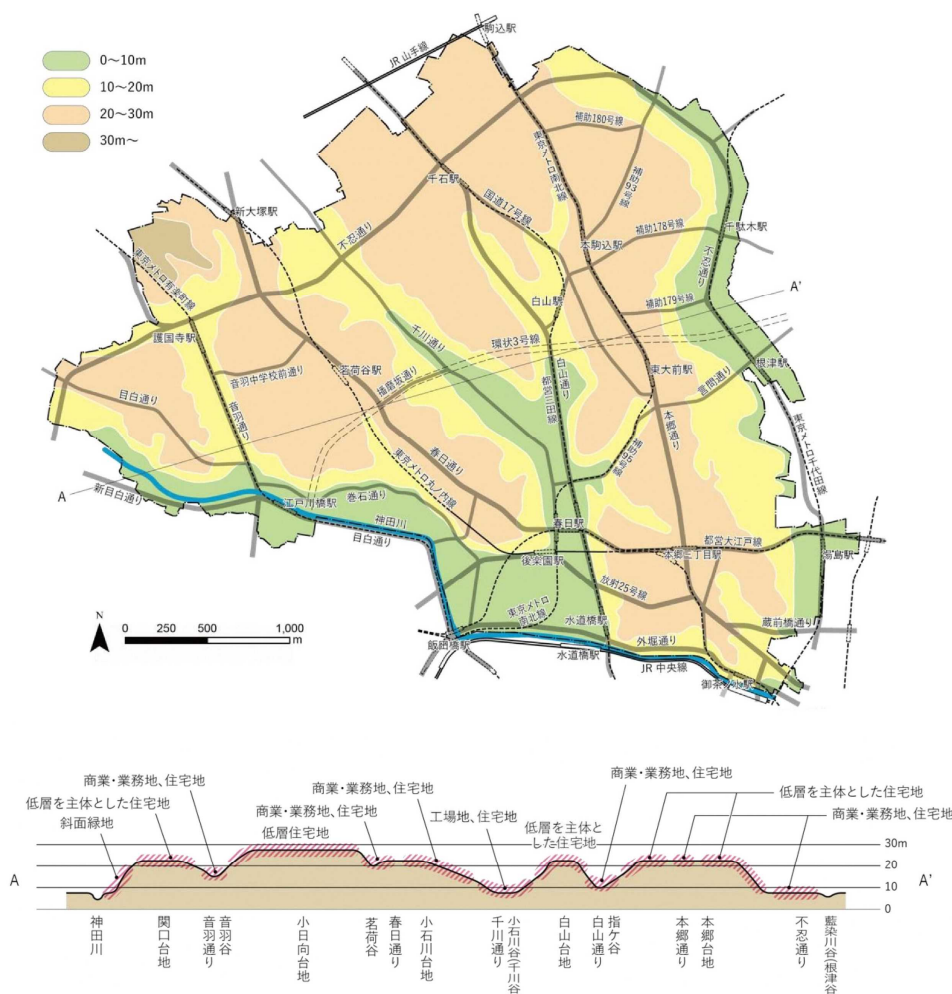
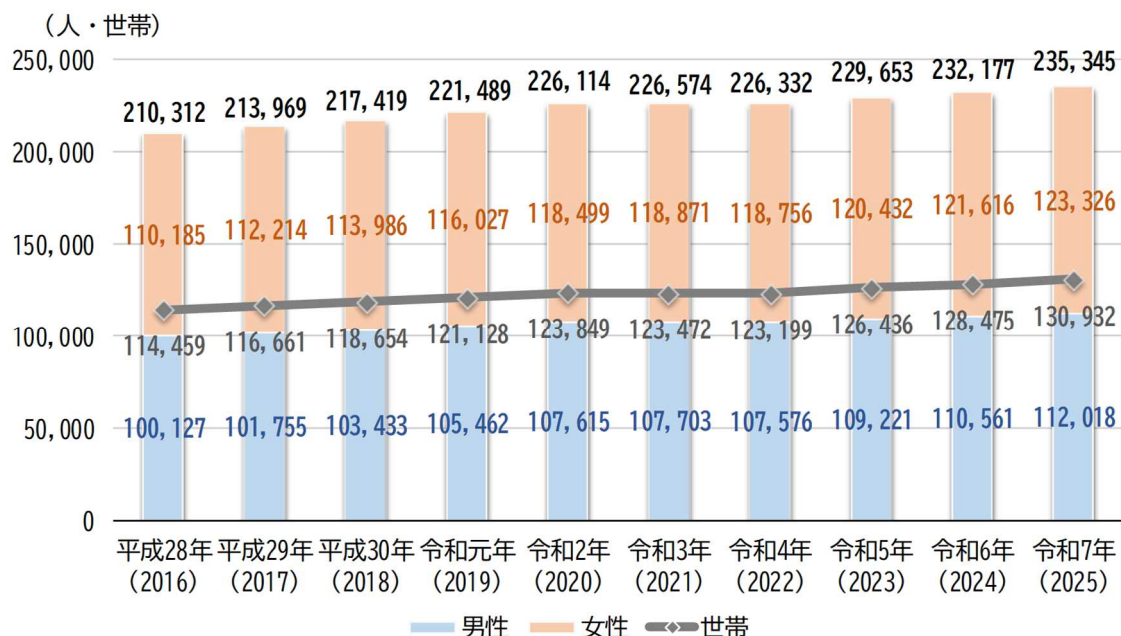


図 4 文京区の地形（文京区都市マスタープラン 2024 より）

1.3.2 人口等

(1) 人口・世帯数

人口及び世帯数は、令和7年では総人口235,345人(男性112,018人、女性123,326人)、世帯数は130,932世帯となっており、どちらも増加傾向にあります。



※ 人口総数は、その他を含むため、男女の計と一致しない場合がある。

図5 人口・世帯数の推移 (住民基本台帳より各年1月1日現在)

(2) 将来人口推計

将来人口は、令和20年にかけて増加して258,907人となり、その後減少に転じると予測されます。

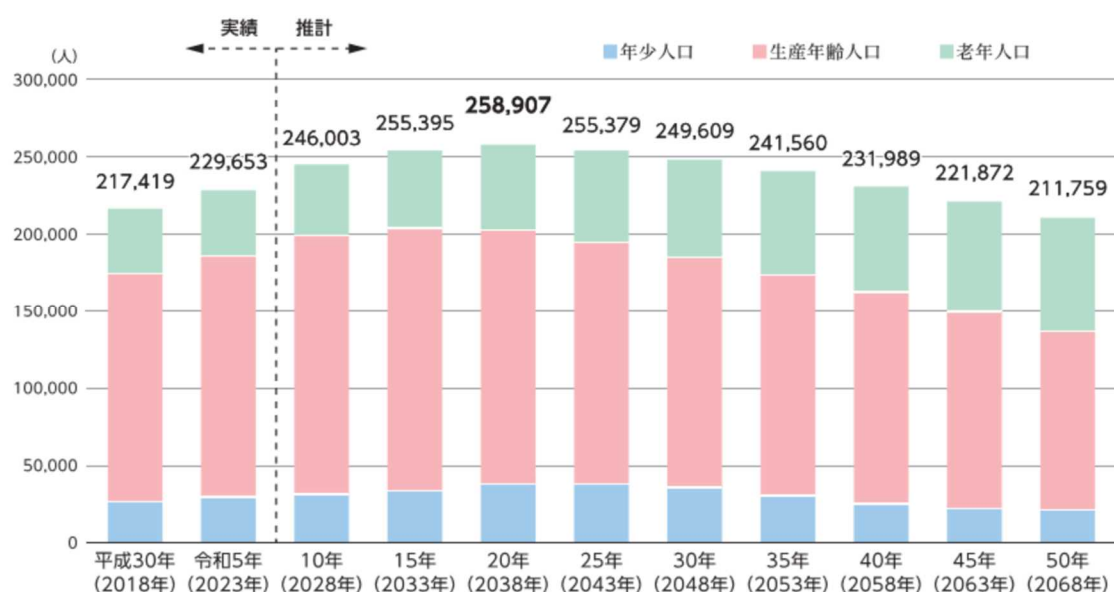


図6 区独自推計による将来人口推計 (出典:「文の京」総合戦略)

(3) 高齢者数

高齢者数は、令和 7 年では 43,785 人となっており、増加傾向にあります。高年齢化率は令和 4 年以降、減少傾向にあります。

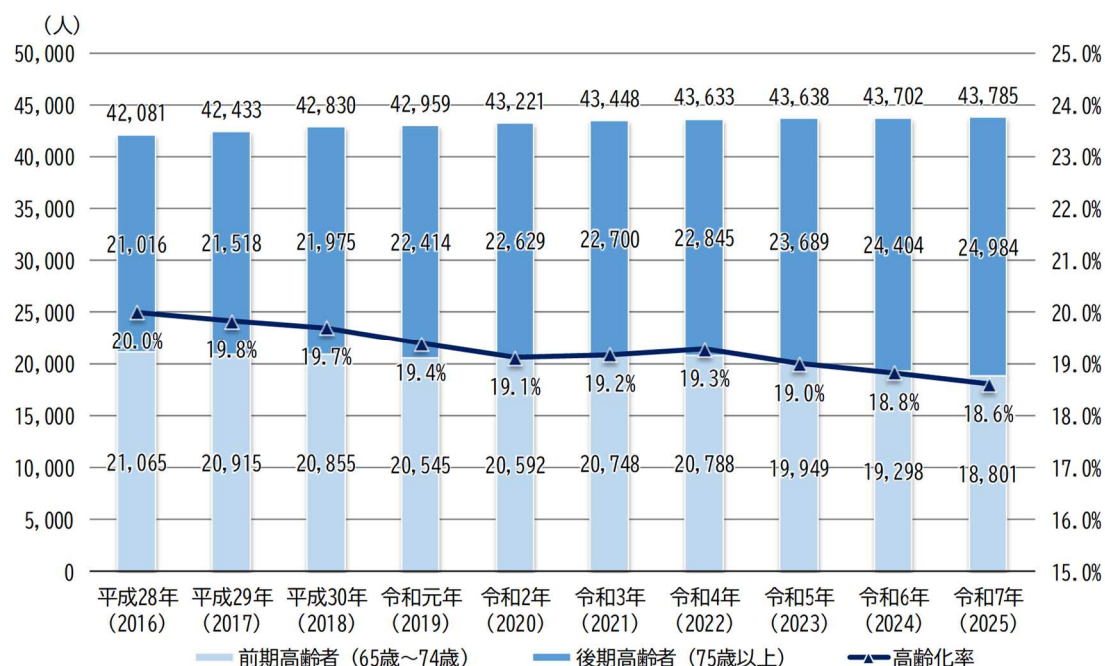


図 7 高齢者数の推移（住民基本台帳より各年 1 月 1 日現在）

(4) 年少人口

年少人口は、令和 7 年では 29,652 人となっており、増加傾向にあります。年少人口比率は令和 4 年以降、減少傾向にあります。

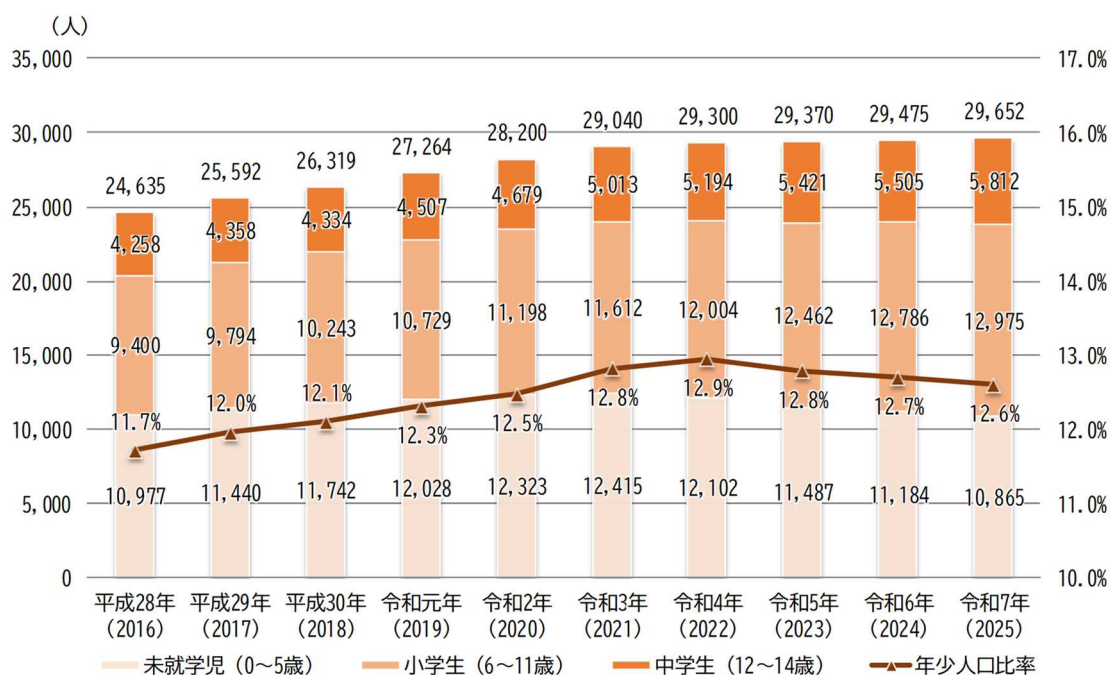


図 8 年少人口の推移（住民基本台帳より各年 1 月 1 日現在）

(5) 外国人

外国人住民人口は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が考えられる令和3年から令和4年を除き、増加傾向にあります。特に、令和5年以降に外国人住民人口が急増しており、令和7年には15,923人となっています。

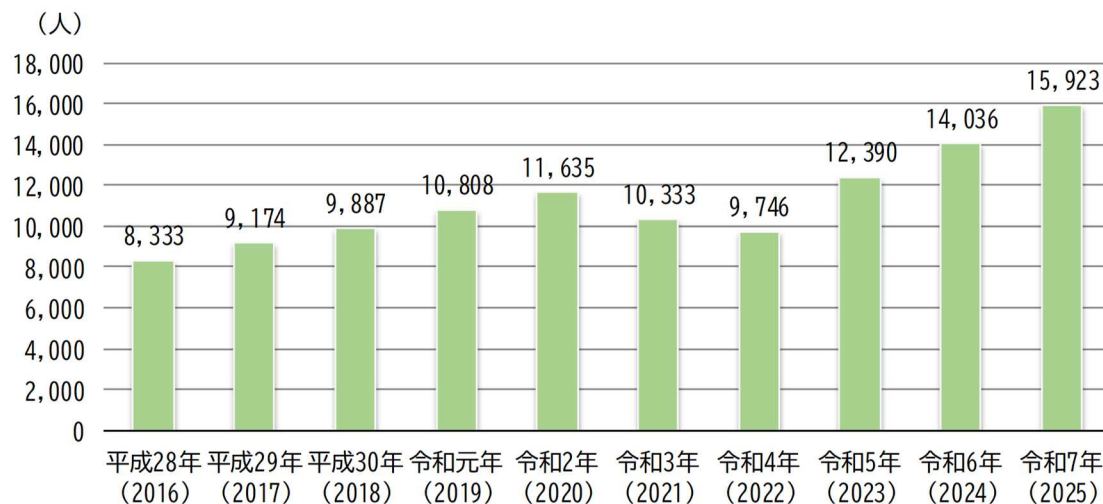


図9 外国人住民人口の推移（住民基本台帳より各年1月1日現在）

(6) 障害者

身体障害者手帳所持者数は、令和6年では4,270人となっており、減少傾向にあります。愛の手帳所持者数は、令和6年では1,039人となっており、増加傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和7年では2,384人となっており、増加傾向にあります。

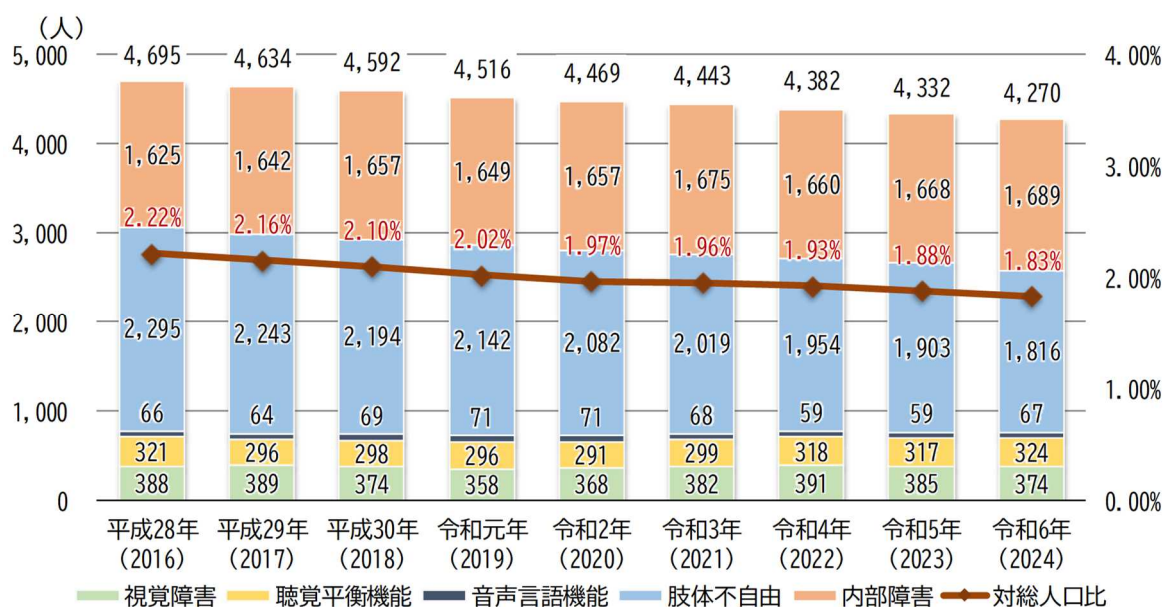


図10 身体障害者手帳所持者数（文京の統計 各年6月1日現在）

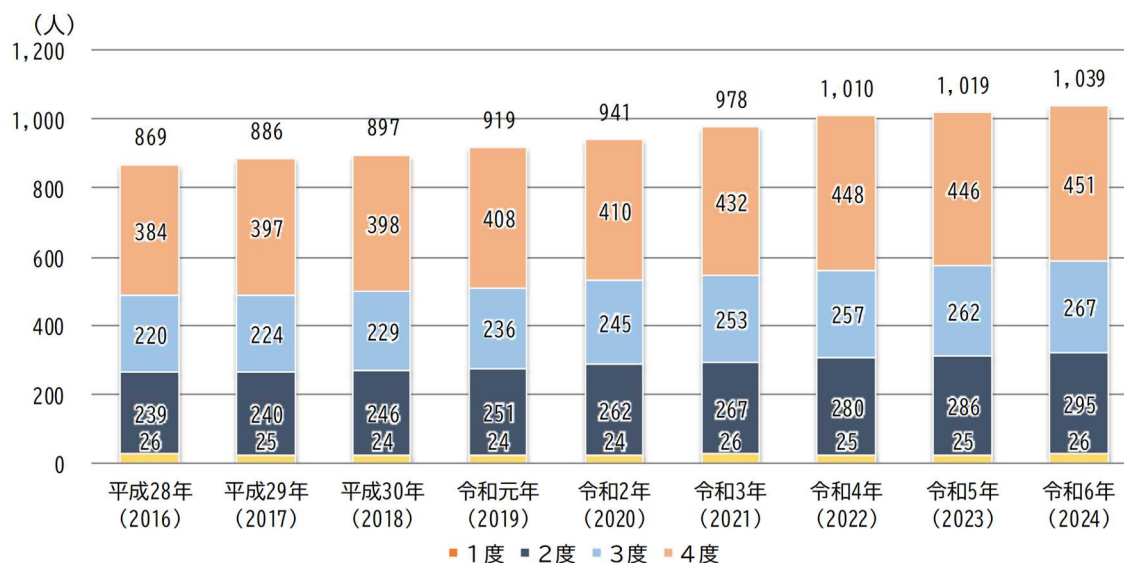


図 11 愛の手帳所持者数（文京の統計 各年6月1日現在）

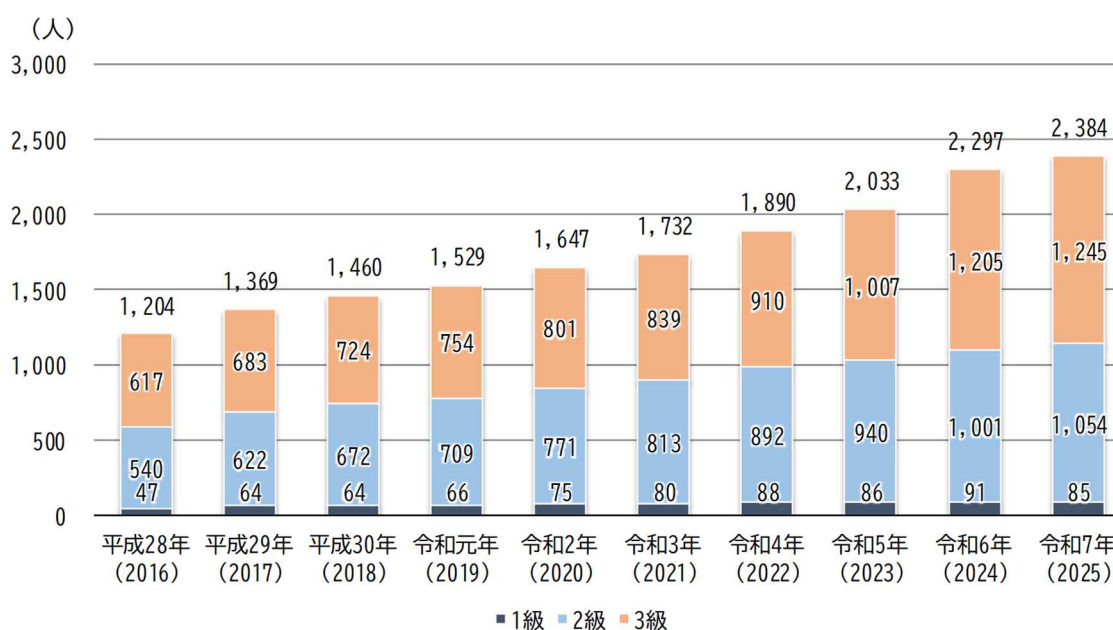


図 12 精神障害者保健福祉手帳所持者数
（ぶんきょうの保健衛生（事業概要） 各年3月31日現在）

1.3.3 交通施設

(1) 鉄道

区内には、東京地下鉄株式会社が運営する東京メトロ丸ノ内線、南北線、有楽町線、千代田線と、東京都交通局が運営する都営地下鉄三田線、大江戸線の駅が立地しています。

区内のすべての鉄道駅は、1日あたりの乗降客数が5,000人を超える特定旅客施設に該当します。

いずれの駅も基本的なバリアフリー整備は進んでいますが、東京メトロ南北線他、一部の駅では、障害者対応券売機の整備やホームと車両間の段差・隙間の解消が未完了の状況です。

表 3 文京区の各駅乗降人員及びバリアフリー整備状況

鉄道事業者	路線	駅	乗降客数 (人/日) ※1	バリアフリー整備状況			
				主要設備 ※2	障害者対応 券売機※3	拡幅 改札口※3	ホーム・ 車両間※4
東京メトロ	丸ノ内線	新大塚	25,769	○	○	○	○
		茗荷谷	78,606	○	×	○	○
		後楽園	104,894	○	○	○	○
		本郷三丁目	51,198	○	○	○	×
		御茶ノ水	54,548	○	○	○	×
	南北線	本駒込	21,070	○	×	○	×
		東大前	27,311	○	×	○	×
		後楽園	104,894	○	○	○	×
	有楽町線	護国寺	40,640	○	○	○	×
		江戸川橋	49,844	○	×	○	×
	千代田線	千駄木	28,507	○	○	○	○
		根津	27,937	○	○	○	○
		湯島	37,913	○	×	○	○
都営地下鉄	三田線	千石	25,604	○	○	○	○
		白山	35,468	○	○	○	×
		春日	43,117	○	○	○	○
		水道橋	52,143	○	○	○	○
	大江戸線	本郷三丁目	39,235	○	○	○	×
		春日	70,696	○	○	○	○
		飯田橋	67,235	○	○	○	○

※1：東京メトロホームページ『各駅の乗降人員ランキング(2024年度)』、都営地下鉄ホームページ『各駅乗降人員(2023年度)』参照

※2：東京メトロホームページ『路線・駅の情報』『ホームドア未整備駅一覧』、都営地下鉄ホームページ『各駅情報』『ホームドアの整備について』参照

※3：東京メトロ『令和6年度 移動等円滑化取組報告書(鉄道駅)』、都営地下鉄『令和5年度 移動等円滑化取組報告書(鉄道駅)』参照

※4：東京メトロホームページ『ホームと車両床面の段差・隙間縮小の整備状況』、都営地下鉄ホームページ『バリアフリー情報 ホームと車両の段差・隙間対策』参照。各番線において目安値(段差3cm以下(乗車率100～150%程度)、隙間7cm以下)を満たす乗降口が1以上ある場合を○印で表示。

(2) バス

区内には、都営バスとコミュニティバス「B-ぐる」が運行しています。都営バスは、16 路線が運行しており、主要幹線道路や生活幹線道路を中心に路線やバス停留所が設置されています。一方、B-ぐるは、公共交通不便地域と最寄の鉄道駅を接続し、交通利便性の向上を図ることを目的に、千駄木・駒込ルート、目白台・小日向ルート、本郷・湯島ルートの 3 路線が設けられており、いずれも平日は 20 分間隔、土日祝日は 30 分間隔で運行しています。

(3) タクシー

東京都内では、令和 6 年 3 月末現在、29,938 台のタクシーのうち、19,530 台のユニバーサルデザインタクシーを導入しています。

(4) 道路

文京区都市マスタープランでは、区内の道路を主要幹線道路、生活幹線道路、主要生活道路及び生活道路の4種類に区分し、沿道の土地利用や周辺地域の特性を踏まえながら、各道路が担う役割を明確にしています。また、主要幹線道路や生活幹線道路の整備、細街路拡幅整備、コミュニティ道路整備等に取り組むことにより、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した、子ども、高齢者、障害者などだれもが安全で快適に歩くことのできる連続性のある歩行空間の整備を進めることとしています。

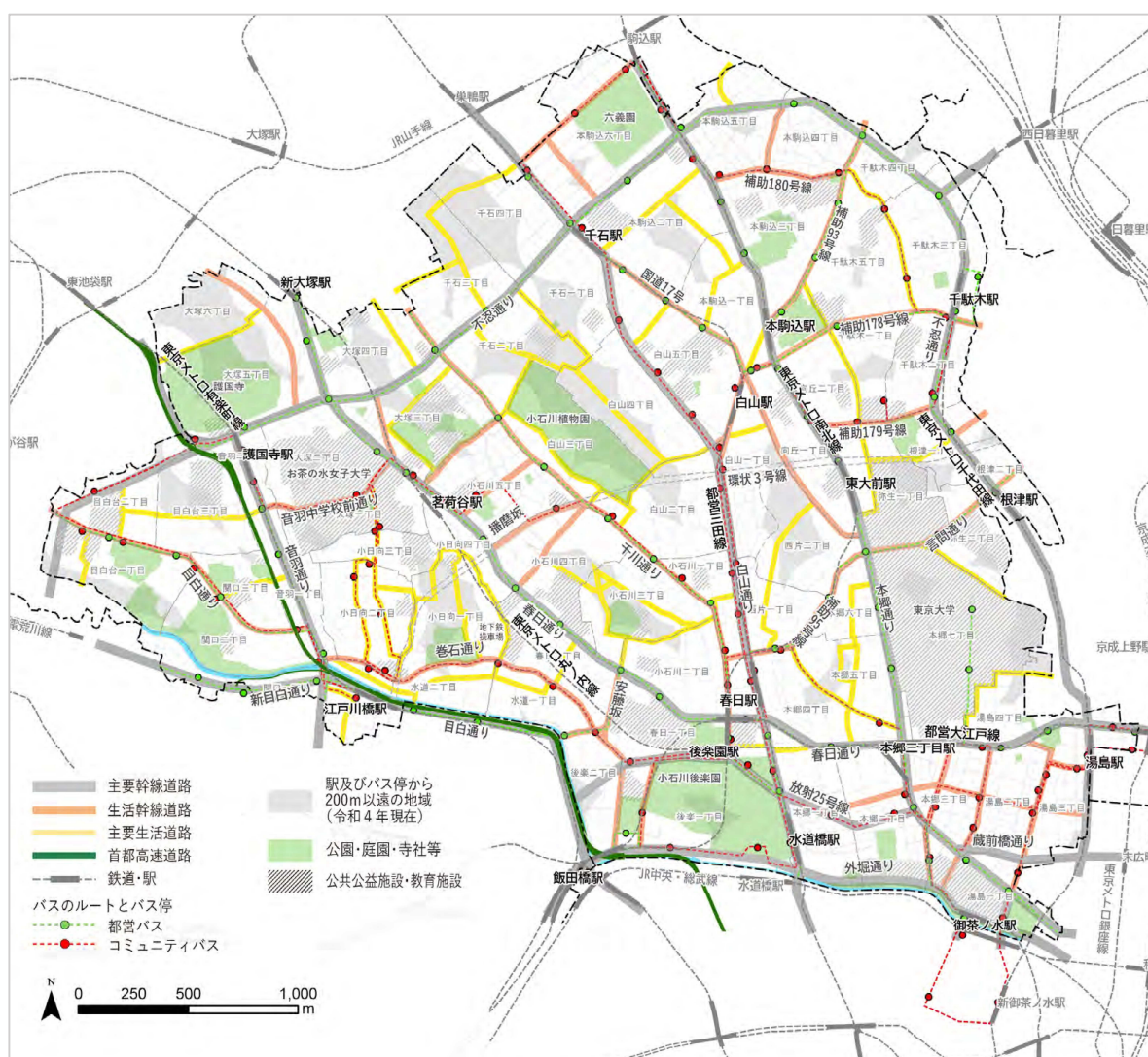


図 13 道路・交通ネットワーク方針図（出典：文京区都市マスタープラン 2024）

2.1 旧基本構想の最終評価

バリアフリー基本構想の改定に向けて、旧基本構想策定後の社会情勢の変化や、事業の進捗状況や区民意見を踏まえた事業種ごとの評価、区全体の取組の評価を最終評価としてとりまとめました。

最終評価の概要を以下に示します。

2.1.1 社会情勢の変化

旧基本構想の策定以降、バリアフリー法の改正や関連法の制定など、バリアフリーを取り巻く社会情勢が変化しています。

新たなバリアフリー基本構想では、これらの内容を十分に踏まえた検討が必要です。

(1) バリアフリー法の改正

平成30年にバリアフリー法が改正され、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明記して基本理念が示されるとともに、新たに「移動等円滑化促進方針（以下、マスタープラン）」の枠組みが設けられました。マスタープランでは、具体的なバリアフリー化事業の位置づけが困難な地区においても、多様な視点から方針を示すことができる枠組みとなっています。

また、令和2年の改正では、心のバリアフリーのさらなる推進（教育啓発特定事業の追加）やバリアフリー情報の収集に関する事項が明記されたほか、公共交通事業者に対するソフト基準（役務の提供）や利用者への広報・啓発など、ソフト施策に関する記載の充実が図られています。

さらに、各種移動等円滑化基準やガイドラインの改正も進められ、これに合わせて東京都の条例等も改正されています。

国の定める移動等円滑化の促進に関する基本方針は、令和7年度末までの各施設等のバリアフリー化の目標を定めていましたが、令和12年度までの目標が新たに示されていることについても留意が必要です。

(2) 関連法の制定

旧基本構想策定後、平成 28 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」（令和 3 年の改正により合理的配慮の提供が義務化）、平成 30 年には「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（以下、ユニバーサル社会実現推進法）」、令和 6 年には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、認知症基本法）」が施行されるなど、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現の重要性はますます高まっています。

移動等の円滑化を促進することは、このような共生社会の実現のために大きな意義を持つものであり、ユニバーサルデザインの考え方に基づく整備を通じて活力ある社会の維持に寄与します。

また、令和 4 年に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」、令和 7 年に「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行され、誰もが必要とする情報を取得でき、円滑にコミュニケーションを図ることの必要性が認識されています。

(3) 文京区の新たな条例の制定

本区では、令和 6 年に「文京区手話言語条例」及び「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」を制定し、全ての人が障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指しています。

2.1.2 事業種ごとの評価

(1) 総評

目標年次までの実施（短期・中期）を位置づけた事業は 90%が完了または継続的に実施しており、事業は概ね計画通り進捗しました。

また、令和 7 年度以降に実施予定の事業を含むすべての事業では、28%が実施中または未着手となっており、これらの事業を引き続き推進する必要があります。

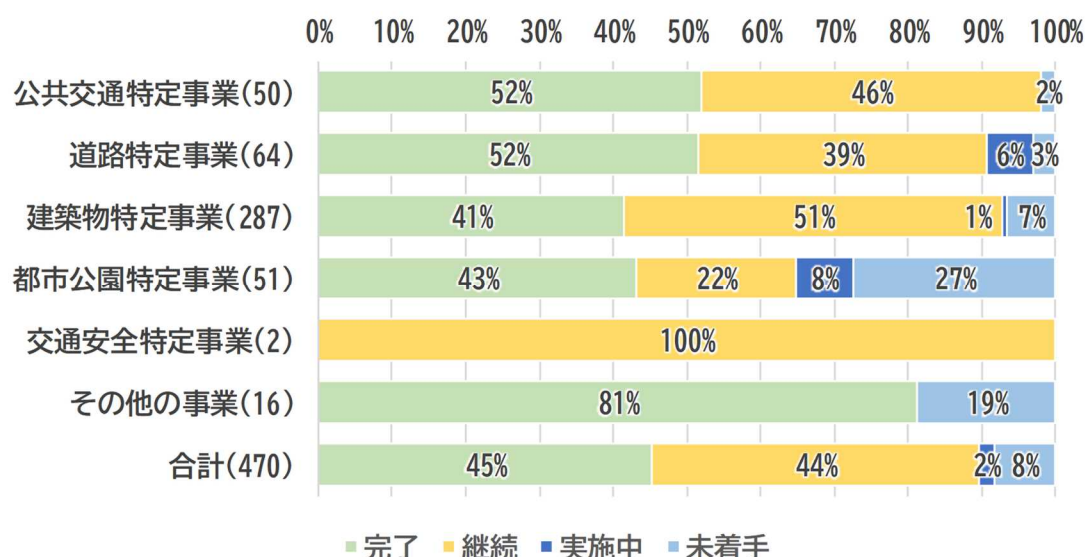


図 14 目標年次（令和 7 年度）までの実施を位置づけた事業の実施状況

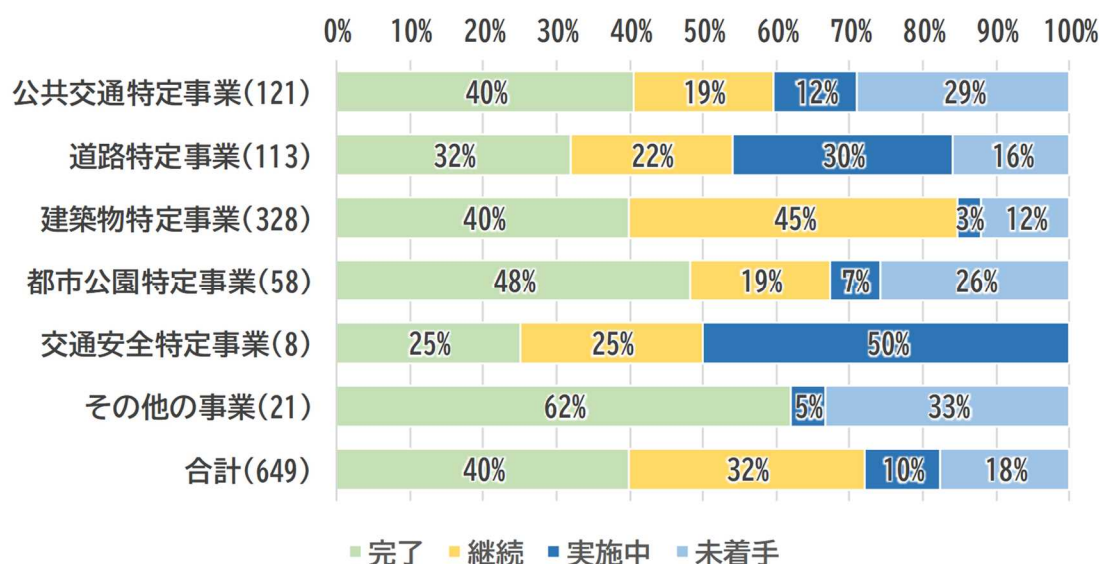


図 15 長期（令和 7 年度以降）実施予定の事業を含むすべての事業の実施状況

※グラフ中カッコ内は事業数。全 683 事業のうち、特定事業等の実施に向けた検討の結果、実現が困難と判断され実施しないこととした事業や、施設の閉館等の理由により予定事業を中止した 34 事業は集計対象外とした。

(2) 公共交通特定事業

<事業実施後の状況>

- 鉄道駅では、バリアフリー経路の整備・増設や、可動式ホーム柵の整備、車いす使用者用トイレの機能分散、案内表示の改善が進んだ。
- バスでは、より利用しやすい車両への代替に向けた検討や、上屋の新設・更新、バス停留所の案内の充実などが進み、利用者への啓発も継続的に実施されている。
- 公共交通の状況について、区民意見を10年前と比較すると、バリアフリーとして社会的に求められる水準が上がっていることが推察される。
- 鉄道駅の無人改札が増える中で、人的対応に対する区民のニーズが特に高まっている。

<さらなる改善のための提案>

- 未完了の特定事業の着実な実施
- 共通の配慮事項・最終評価を踏まえた特定事業の充実
- ハード整備のさらなる推進（バリアフリー経路の2ルート目の確保や、無人改札口における多様な利用者に配慮した環境整備、一般トイレへのオストメイト対応設備の整備）
- 情報のバリアフリーのさらなる推進（公共交通事業者等のウェブサイトにおけるウェブアクセシビリティへの配慮や、駅のバリアフリー情報の提供）
- 人的対応・心のバリアフリーのさらなる推進（役務の提供）

(3) 道路特定事業

<事業実施後の状況>

- 道路特定事業は概ね計画通り事業が進捗した。
- 沿道施設の整備に合わせた歩道の勾配の緩和や、視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修、路側帯のカラー化、自転車通行空間の整備などが進んだ。
- 案内表示のさらなる充実や、坂道のバリアフリー化が進んだ。
- 自転車利用に関する制度・計画として、自転車の交通反則通告制度（青切符）の導入の決定や、文京区自転車活用推進計画の策定が行われた。
- 道路の状況について、アンケート調査における区民の満足度は10年前と同程度であるが、地域懇談会では、ハード整備による改善が実感されていた。
- 道路に対する区民ニーズは、整備未完了の路線における課題への指摘や、管理者境界部における連続的なバリアフリー化など、よりきめ細かな対応を求める意見が出されている。

<さらなる改善のための提案>

- 未完了の特定事業の着実な実施
- 共通の配慮事項・最終評価を踏まえた特定事業の充実
- 沿道施設との連続性や道路管理者間の連携も考慮した特定事業の実施
- 自転車利用者の交通ルール遵守・マナー向上

(4) 建築物特定事業

<事業実施後の状況>

- 公共施設・民間施設において、トイレの整備（トイレの洋式化、男女共用トイレの整備、車いす対応トイレの増設など）や、エレベーターの整備、スロープの設置による段差解消、案内設備の整備などが進んだ。
- 職員・従業員等の研修や意識啓発、筆談具や案内表示の設置などの比較的实施しやすい事業は、早期に着手され、継続的に取り組まれている。
- 建築物の状況について、アンケート調査では、10年前と比較して全般に満足度が向上した。特に保健施設・病院の評価が大きく伸びている。
- 建築物への区民ニーズは、窓口対応やコミュニケーションに関する意見が出されている。

<さらなる改善のための提案>

- 未完了の特定事業の着実な実施
- 共通の配慮事項・最終評価を踏まえた特定事業の充実
- ハード整備のさらなる推進（一般トイレへのオストメイト対応設備の設置や、窓口における多様な利用者に配慮した環境整備）
- 情報のバリアフリーの推進（施設のウェブサイトにおけるウェブアクセシビリティへの配慮や、施設のバリアフリー情報の提供）
- 公立小中学校等のバリアフリー化の推進
- 各種基準・整備ガイドラインの改正を踏まえた整備の推進（車いす使用者用便房の複数化、車いす使用者用客席の設置数拡充及び同伴者席のスペース確保、車いす使用者用駐車施設の設置数拡充及び後部スペースの確保等）

(5) 都市公園特定事業

<事業実施後の状況>

- 主要な園路の平坦化や車止めの再配置、視覚障害者誘導用ブロックの設置、車いす使用者用トイレの整備、一般トイレへの機能分散などが進んだ。
- 施設のバリアフリー情報が掲載されたウェブサイト等が増え、トイレへの音声案内も設置されるなど、利用者への情報提供の充実が図られた。
- 公園の状況について、10年前と比較して区民の満足度が向上した。
- 公園に対する区民ニーズについて、車止めの配置やトイレの整備、緊急時の情報提供に関する意見が出されている。

<さらなる改善のための提案>

- 未完了の特定事業の着実な実施
- 共通の配慮事項・最終評価を踏まえた特定事業の充実
- ハード整備のさらなる推進（一般トイレへのオストメイト対応設備の設置や、窓口における多様な利用者に配慮した環境整備、車いす使用者用駐車施設の設置数拡充及び後部スペースの確保等）
- 情報のバリアフリーの推進（施設のウェブサイトにおけるウェブアクセシビリティへの配慮や、施設のバリアフリー情報の提供）
- 保全が必要な自然環境や文化財を含む公園におけるバリアフリーの推進（バリアフリー整備が困難な場合、代替となる施設整備や情報提供、利用支援の充実）

(6) 交通安全特定事業

<事業実施後の状況>

- 事業全体着手率及び短期・中期事業着手率ともに 100%である。
- バリアフリー対応型信号機の整備が順次進められている。
- 横断歩道の維持管理やエスコートゾーンの整備、利用者のマナー、バリアフリー対応型信号機の整備・運用に関する区民ニーズがある。
- アンケート調査から、10 年前と比較して、信号機等の整備が進んだことで、日常的に課題を意識する機会が減少したことがうかがえる。

<さらなる改善のための提案>

- 今後も継続した道路管理者との連携や、当事者の要望に応じたバリアフリー整備（音響式信号機等やエスコートゾーンの整備）
- 整備後の適切な運用・維持管理
- 違法駐車車両に対する指導・取締り等の推進

(7) その他の事業

<事業実施後の状況>

- 後楽公園や御茶の水橋際公衆便所などの公園・公衆便所において、園路のバリアフリー化や案内表示の改善、トイレの整備等が図られた。

<さらなる改善のための提案>

- 車いす使用者用トイレの弱視者でも内部の様子が分かりやすいようなコントラストの確保等

2.1.3 区全体の評価

旧基本構想の「心のバリアフリーの推進」に挙げられている取組例や、「区の特性に応じたソフト施策等の推進」で挙げられている事項について、実施状況を整理し、評価を行いました。

(1) 心のバリアフリーの推進

<区の主な取組>

- 障害への理解を深めるための職員研修や人権研修の継続的な実施
- 区民等への心のバリアフリーの継続的な推進・啓発
- 公共施設における積極的な人的支援の実施やサービスの充実

<心のバリアフリーに関する現状>

- アンケート調査では、心のバリアフリーを意識した行動は高い割合で実施されていることがうかがえる。
- 当事者からは、公共交通での職員対応の充実や周囲の人からの声掛けの増加などを実感しているとの声が上がっている。
- 各施設において個々の利用者に合わせた対応が必要という意見が多く、合理的配慮への意識がうかがえる。

<さらなる改善のための提案>

- 今後も継続した心のバリアフリーの推進・啓発
- 民間事業者への教育啓発特定事業の積極的な設定の依頼

(2) 観光・情報のバリアフリー、公共サイン整備

<区の主な取組>

- “開かれた議会”を実現するための取組の実施
- 施設の受付へのコミュニケーションツールの設置
- 図書館におけるだれもが楽しめる映画会の実施
- 「文京区バリアフリーマップ」の冊子及びデジタルブックの発行
- 観光リーフレットの多言語表記
- 高齢者向けスマートフォン講習会・相談会の開催等

<情報のバリアフリーに関する現状>

- ICTの普及により移動や施設利用に関する情報発信が充実してきているが、障害者にとっての使い勝手が十分配慮されていないとの指摘がある。
- 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（通称 読書バリアフリー法）」が施行された。

<さらなる改善のための提案>

- 今後も継続した取組の実施（情報格差の解消への留意）
- 利用者の実情に応じたさらなる情報提供・コミュニケーションの促進
- 学校における読書バリアフリーの推進

(3) 坂道のバリアフリー

<区の主な取組>

- 坂道や階段への手すりや助け合い意識を喚起する標識の設置
- 高齢者等が休憩できるようなお休み石の設置
- 滑りにくい舗装の整備

<さらなる改善のための提案>

- 今後も継続した取組の実施（標識の設置、休憩施設の設置、舗装の改善等）

(4) 歩行空間の安全な利用

<区の主な取組>

- 自転車通行空間の整備
- 放置自転車の撤去や自転車利用者への交通ルール・マナーの周知・啓発
- 区道上の不法占用物件（許可のない看板、商品、植木鉢等）への指導

<さらなる改善のための提案>

- 今後も継続した取組の実施（自転車通行空間の整備、歩きスマホや違法駐車車両に対する指導・取締り等の推進、自転車利用や歩行者のルール・マナー等の周知啓発）

(5) バリアフリーに関する情報発信

<区の主な取組>

- ホームページへの基本構想に基づく特定事業等の進捗状況の掲載
- 「文京区バリアフリーマップ」の冊子及びデジタルブックの発行

<さらなる改善のための提案>

- 今後も継続した取組の実施（特定事業等の進捗状況の公表）
- ホームページ等を活用した誰もが分かりやすい・使いやすいバリアフリー情報の発信
- 工事中や非常時の状況に応じたバリアフリー情報の提供

2.2 改定方針

最終評価を踏まえたバリアフリー基本構想の改定方針を以下に示します。

1 生活関連施設・生活関連経路の追加

■区内の主要な施設を生活関連施設に追加

旧基本構想における生活関連施設の設定の考え方を踏まえた時点修正を行うとともに、バリアフリー法の改正で新たにバリアフリー化の対象になった公立小中学校などを生活関連施設に追加し、区内の主要な施設のバリアフリー化を推進します。

■生活関連施設間を結ぶ経路を生活関連経路に追加

上記で見直した生活関連施設間を結ぶ経路を生活関連経路に追加し、区内道路等のバリアフリー化を図ります。

なお、生活関連経路は、文京区都市マスタープランの道路・交通ネットワーク方針との整合を考慮して設定し、広域的なアクセス利用や地域的な回遊利用まで有機的に結びつく、利便性の高い歩行者ネットワークの構築を図ります。

2 バリアフリー化の方針の充実

■移動等円滑化に向けた配慮事項の更新

旧基本構想では、高齢者や障害者等を含むすべての人が利用しやすい施設の整備に向けて、公共交通や道路、建築物などの事業種別に「移動等円滑化に向けた配慮事項」を示し、バリアフリー化を推進してきました。

新たなバリアフリー基本構想では、各種移動等円滑化基準やガイドラインの改正内容(車いす使用者用便所の複数化、車いす使用者用客席の設置数拡充及び同伴者席のスペース確保、車いす使用者用駐車施設の設置数拡充及び後部スペースの確保等)、及びアンケート調査や地域懇談会等における区民意見を踏まえ、より充実した「移動等円滑化に向けた配慮事項」を示します。

■地区別計画に関する基本方針の更新

旧基本構想では、都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部の重点整備地区別に「地区別計画に関する基本方針」を示し、地区ごとのバリアフリー化を推進してきました。

新たなバリアフリー基本構想では、地域懇談会における区民意見等を踏まえ、より充実した「地区別計画に関する基本方針」を示します。

3 特定事業等の取組の充実

■新たな特定事業の位置づけ及び未完了事業・継続事業の推進

バリアフリー法において新たに位置づけられた「教育啓発特定事業」の追加や、改正された各種基準等への適合(車いす使用者用便所の複数化、車いす使用者用客席の設置数拡充及び同伴者席のスペース確保、車いす使用者用駐車施設の設置数拡充及び後部スペースの確保等)、新たな生活関連施設・生活関連経路等の特定事業の位置づけを図ります。

また、旧基本構想の特定事業等における未完了事業や継続事業の推進を図ります。

■ソフト基準を踏まえた取組の推進

バリアフリー法の改正により、「公共交通事業者に対するソフト基準適合義務の創設」が規定されたことを受け、ハード整備のみならず、ソフト基準を踏まえた職員等による役務の提供や情報提供を推進します。

■心のバリアフリーや情報のバリアフリーの充実

旧基本構想における心のバリアフリーやバリアフリーに関する情報発信について、福祉・教育等の取組との連携や、ICT 等の活用を図りながら、より一層の推進・拡充を図ります。

4 当事者参画によるバリアフリー化の推進

■施設整備における当事者参画の推進

建て替え時等には、各施設の利用状況に応じて、当事者の意見の聴収に努めます。

■基本構想のスパイラルアップにおける当事者参画の推進

新たなバリアフリー基本構想における、特定事業等の実施状況の確認・評価等において、当事者参画における基本構想のスパイラルアップを図ります。

3

バリアフリー基本構想の基本的な考え方

3.1 計画の位置づけ

文京区バリアフリー基本構想は、区のまちづくりの方針を示す文京区都市マスタープランを踏まえ、バリアフリーのまちづくりに関する総合的な区施策の方向性を示すとともに、バリアフリー法に基づき事業の進捗を図ることを目指すものです。また、関連する、区や都の施策と連携・整合を図るとともに、障害者差別解消法等の関連法の考え方を反映した構想として策定したものです。

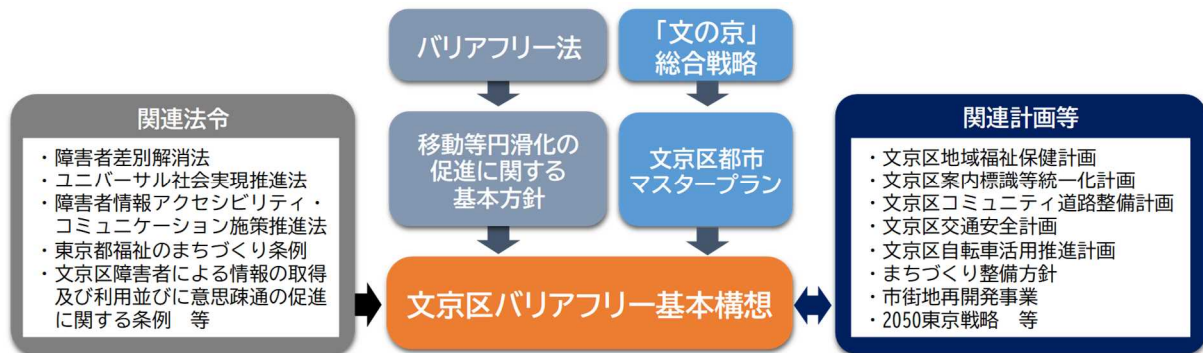


図 16 文京区バリアフリー基本構想の位置づけ

3.2 目標

点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう

本区では、これまで旧基本構想に基づき、区全域において生活関連施設及び生活関連経路の一体的かつ連続的なバリアフリー化を推進してきました。ハード面のバリアフリー化が進む中で、人的対応や心のバリアフリー、情報のバリアフリーなど、ソフト面の充実の重要性がさらに高まっています。

今後は、これまでの取組を継続して推進するとともに、新たな生活関連施設・生活関連経路・特定事業の設定や、区民参加の機会の充実を図ります。また、行政・区民・事業者等のそれぞれがこれまでに整備したバリアフリー設備等を活かして、さらなる人的支援や教育啓発、情報の提供に取り組み、ハード・ソフトが連携しながら区全体のバリアフリー化のスパイラルアップを図り、だれもが暮らしやすいまちの実現を目指します。

3.3 目標年次

文京区バリアフリー基本構想の目標年次は、おおむね 10 年後の令和 17 年度に設定します。また、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の目標年次である令和 12 年度には、中間評価を実施します。

3.4 基本方針

本区では、以下の基本方針に基づいて、区全体のバリアフリー化を推進します。

1 施設のバリアフリーの推進

旧基本構想において、各施設において未完了となっている事業に引き続き取り組むとともに、新たに設定する生活関連施設や生活関連経路におけるバリアフリー整備を進めます。なお、バリアフリー整備に当たって、改正された移動等円滑化基準や各種整備ガイドラインに基づき、これまでの区民意見を踏まえた特定事業を設定したうえで事業の推進を図ります。

2 心のバリアフリーの推進

これまでの心のバリアフリーに関する取組を継続的に実施するとともに、共生社会の実現に向けて、行政・区民・事業者等への「障害の社会モデル」の考え方の理解を促進することで、さらなる心のバリアフリーの推進を図ります。

3 情報のバリアフリーの推進

施設のバリアフリーの推進とあわせて、案内表示や ICT を活用したよりわかりやすいバリアフリー情報の提供を進めます。また、多様な障害に配慮したコミュニケーション環境の充実を進めることで、情報のバリアフリーの推進を図ります。

4 それぞれの連携・一体的な取組の推進

施設のバリアフリー、心のバリアフリー、情報のバリアフリーを推進するに当たって、それぞれの取組で連携を図りながら、一体的なバリアフリー化を推進します。

4.1 重点整備地区の設定

バリアフリー法では、重点整備地区に該当すべき要件として以下の通り配置要件、課題要件、効果要件が示されており、本区の地域特性に照らすと、区全域が重点整備地区の対象となる条件を備えています。

配置要件（バリアフリー法 第2条第24号イ）

生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設間の移動が通常徒歩で行われる地区であること



区全域が駅からの徒歩圏であり、区境に接した JR 駅も含め、多様な移動・利用が想定されます。

課題要件（バリアフリー法 第2条第24号ロ）

生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること



区で共通の地域性(坂道の多さ、病院、大学の立地等)を考慮した地区の設定が必要と考えられます。

効果要件（バリアフリー法 第2条第24号ハ）

当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切であると認められる地区であること



地域間を結ぶ幹線道路の連続性に配慮した経路・事業等の位置づけに留意が必要と考えられます。

本区は面積が比較的小さく、区全体に共通するバリアフリー課題を検討することが重要です。

また、旧基本構想では、上記の地域特性を踏まえて、文京区都市マスタープランに示す5地区（都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）それぞれをバリアフリー法に基づく重点整備地区として設定しており、この考え方を踏襲し、引き続き5地区（区全域）を重点整備地区に設定します。

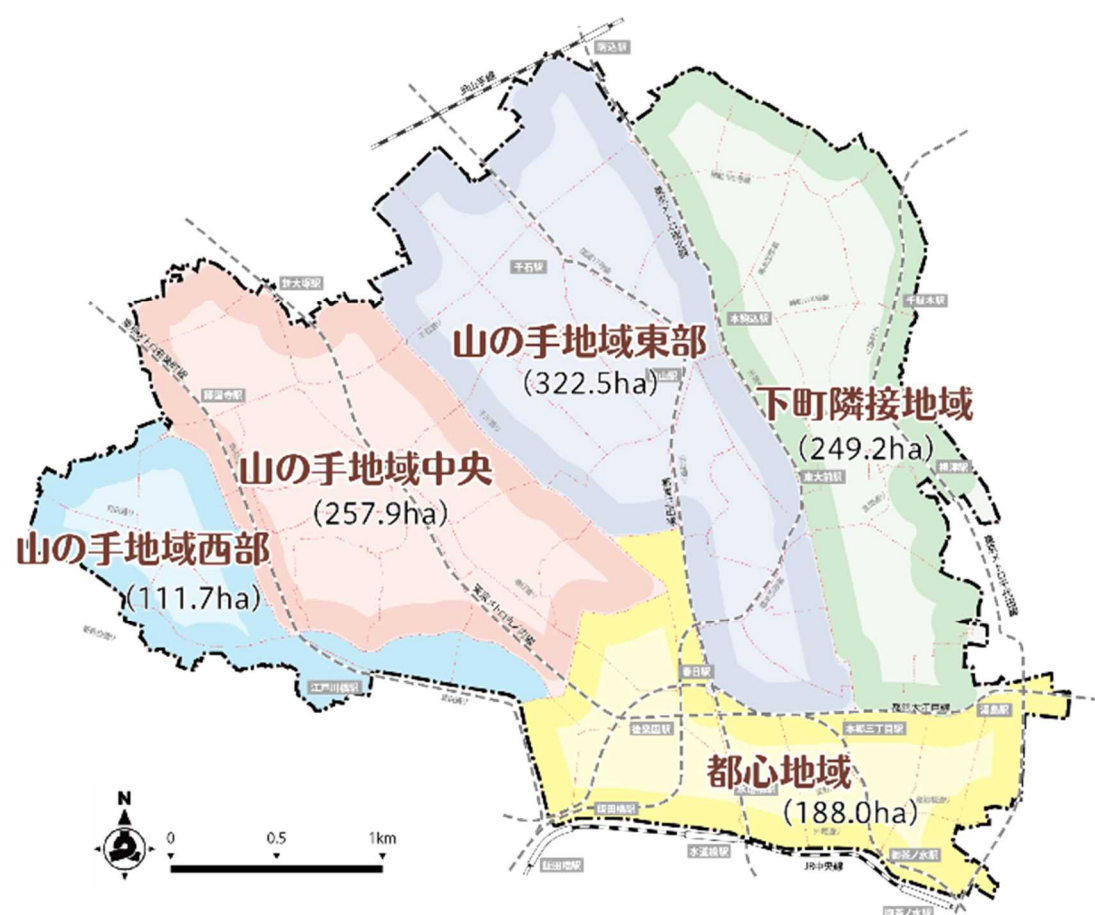


図 17 重点整備地区（5地区）

4.2 生活関連施設及び生活関連経路の設定

4.2.1 生活関連施設の設定

生活関連施設は、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」とバリアフリー法で定義されています。

本区の特徴として、病院や大学等の施設が多数立地するとともに、地域活動センターや高齢者施設、図書館等の施設が全域に配置されています。

このように本区には、区外からの来訪者も多く訪れる施設（主に鉄道駅等の公共交通機関でのアクセスが想定）と、地域住民の活動やコミュニティの場等として利用される施設（主に徒歩やバス等でのアクセスが想定）があり、これらの施設が高齢者や障害者等の多様な区民等に利用されています。このような状況を踏まえ、旧基本構想では、表4に示す考え方に基づき生活関連施設を設定しています。

この考え方を踏襲し、旧基本構想の策定以降に新設された施設を生活関連施設に追加します。

また、バリアフリー法の改正で、新たにバリアフリー化の対象になった「公立小中学校（避難所に指定されているもの）」や、大規模災害時に特別な配慮を必要とする方（高齢者や障害者等）が利用する施設として、「福祉避難所」を生活関連施設に追加します。

これにより、46施設が追加され、区内全域におけるバリアフリー化のボトムアップを図ります。

表 4 生活関連施設の設定の考え方

種別	抽出する施設	抽出の考え方
鉄道駅	全ての鉄道駅	2,000 人/日以上が利用する旅客施設を抽出（区内の鉄道駅は全て該当）
公共(窓口)施設	区役所・地域活動センター・郵便局（ゆうゆう窓口のある大店舗）	公共性が高く、高齢者・障害者等、多数の利用者が見込まれる施設を抽出
集会施設	区民センター・交流館 等	
福祉施設	高齢者・障害者・子育て支援施設・【追加】福祉避難所・社会福祉協議会 等	
保健施設・病院	保健サービスセンター・総合病院（病床数 100 床以上）	
文化・教養・教育施設	大学（ホール等を有するもの）・特別支援学校・【追加】公立小中学校（避難所に指定されているもの）・生涯学習施設・図書館・ミュージアム（概ね 500 m ² 以上）・スポーツ施設 等	
大規模店舗	店舗面積が 1,000 m ² 以上の大規模小売店舗	公共性が高く、大規模小売店舗立地法の適用対象面積の施設を抽出
宿泊施設	客室数 50 以上のホテル又は旅館	バリアフリー法でバリアフリールームの設置義務が課せられる施設を抽出
都市公園等	1ha 以上の公園・運動場 等	都市公園や運動場、植物園などのうち、大規模で近隣又は広域からの利用が見込まれるものを抽出
その他	協議会や区民意見を踏まえて抽出する	

※主な駐車場は建築物に付随していると想定し抽出しない

なお、指定した生活関連施設は特定事業の対象施設となります。各施設設置管理者による特定事業の実施について、地区別計画の改定段階において具体的な内容を協議し、実施可能な項目について特定事業計画に位置づけ、バリアフリー化を推進していきます。

表 5 生活関連施設に追加する施設（46 施設）

集会施設	
㉑ 本郷会館・ふる里学舎本郷	㉓ 元町ウェルネスパーク
㉒ 動坂会館	
福祉施設	
③ 大塚福祉作業所	㉑ SOMPO ケアラヴィーレ本郷
⑫ グッドライフケアセンター向丘	㉒ アリア護国寺
⑮ 小石川ヒルサイドテラス	㉓ グループホーム白山みやびの郷
⑲ 優つくり村文京小日向・文京小日向の家	㉔ 福寿ぶんきょう小石川あけぼし
㉒ 社の癒しハウス文京関口	㉕ 小石川福祉作業所
文化・教養・教育施設	
㉒ 茗台中学校	㉕ 千駄木小学校
㉓ 東京ドームシティ Gallery AaMo	㉖ 汐見小学校
㉔ 礪川小学校	㉗ 昭和小学校
㉕ 柳町小学校	㉘ 駒本小学校
㉖ 指ヶ谷小学校	㉙ 駕籠町小学校
㉗ 林町小学校	㉚ 本郷小学校
㉘ 明化小学校	㉛ 第一中学校
㉙ 青柳小学校	㉜ 第三中学校
㉚ 関口台町小学校	㉝ 第六中学校
㉛ 小日向台町小学校	㉞ 第八中学校
㉜ 金富小学校	㉟ 第九中学校
㉝ 窪町小学校	㊱ 第十中学校
㉞ 大塚小学校	㊲ 文林中学校
㉟ 湯島小学校	㊳ 本郷台中学校
㊱ 誠之小学校	㊴ 音羽中学校
㊲ 根津小学校	
宿泊施設	
㊴ アパホテル御茶ノ水駅北	㊵ ドーミーイン後楽園

※旧基本構想の生活関連施設である「日本サッカーミュージアム」、「東京グリーンホテル後楽園」、「お茶の水セントヒルズホテル」は、閉業のため、生活関連施設から除外しました。

※旧基本構想の福祉施設である「介護老人保健施設ひかわした」は、事業廃止のため、福祉施設から除外しました。

※大規模改修工事のため、福祉施設⑥のうち、「文京白山高齢者在宅サービスセンター・文京白山の郷」は事業休止中、「高齢者あんしん相談センター富坂」は一時移転しています。

4.2.2 生活関連経路の設定

生活関連経路は、「生活関連施設間の経路」とバリアフリー法で定義されています。

区の生活関連施設の配置状況を俯瞰すると、主要な幹線道路沿道には鉄道駅や公共施設、病院、大学、商業施設等の施設が立地しており、生活関連施設間の経路として重要な歩行者ネットワークとなっています。

また、幹線道路に囲まれた街区内では、福祉施設や地域活動センター等の施設が主要な生活道路沿道やその近傍に立地しています。

これらの経路は、文京区都市マスタープランの道路・交通ネットワーク方針に位置づけられており、主要幹線道路、生活幹線道路、主要生活道路として安全で快適な道路網の整備などを進めることとしています。

これらの主要な経路と生活関連施設を結ぶ経路や、生活関連施設相互を結ぶ経路などのネットワーク化を図ることにより、広域的なアクセス利用や地域的な回遊利用まで有機的に結びつくことになり、利便性の高い歩行者ネットワークが構築されます。

上記を踏まえ、旧基本構想で示す以下の考え方を踏襲するとともに、生活関連施設の追加に伴う新たな生活関連経路を設定し、区内全域におけるバリアフリー化のボトムアップを図ります。

表 6 生活関連経路の設定の考え方

種別	1次経路	2次経路	3次経路
対象路線	国道・都道・主要幹線道路（区道）・生活幹線道路（区道）	生活関連施設に関わる主要生活道路（区道）	生活関連施設までの区道（都市マスタープランに位置づけのない道路）
設定の考え方	歩行者ネットワークの根幹となる経路	1次経路から派生するネットワークとなる経路	1次、2次経路から生活関連施設までの経路
事業推進の考え方	移動等円滑化基準に留意して整備推進	安全で快適な道路環境の整備推進	安全で快適な道路環境の形成と案内の充実等
「5 移動等円滑化に関する事項」に配慮して整備推進			

なお、3次経路は、1次経路からの経路を優先的に設定（2次経路経由で最短で行ける場合はその経路を設定）することを原則とし、1次経路からの設定が適切でない場合（延長が長い、階段になっている等）は、2次経路から設定するものとします。

<凡 例>

都市マスタープラン地域区分

- 都心地域
- 下町隣接地域
- 山の手地域東部
- 山の手地域中央
- 山の手地域西部

生活関連施設

- 公共施設(窓口)・集会施設
- 福祉施設
- 保健施設・病院
- 文化・教養・教育施設
- 商業施設
- 宿泊施設
- 公園・運動場
- 鉄道駅

生活関連経路

- 1次経路
 - 国道
 - 都道
 - 主要幹線道路(区道)
 - 生活幹線道路(区道)
- 2次経路
 - 主要生活道路(区道)
- 3次経路
 - その他の道路(区道) ※一部私道含む

鉄道

- 鉄道



図 18 重点整備地区図

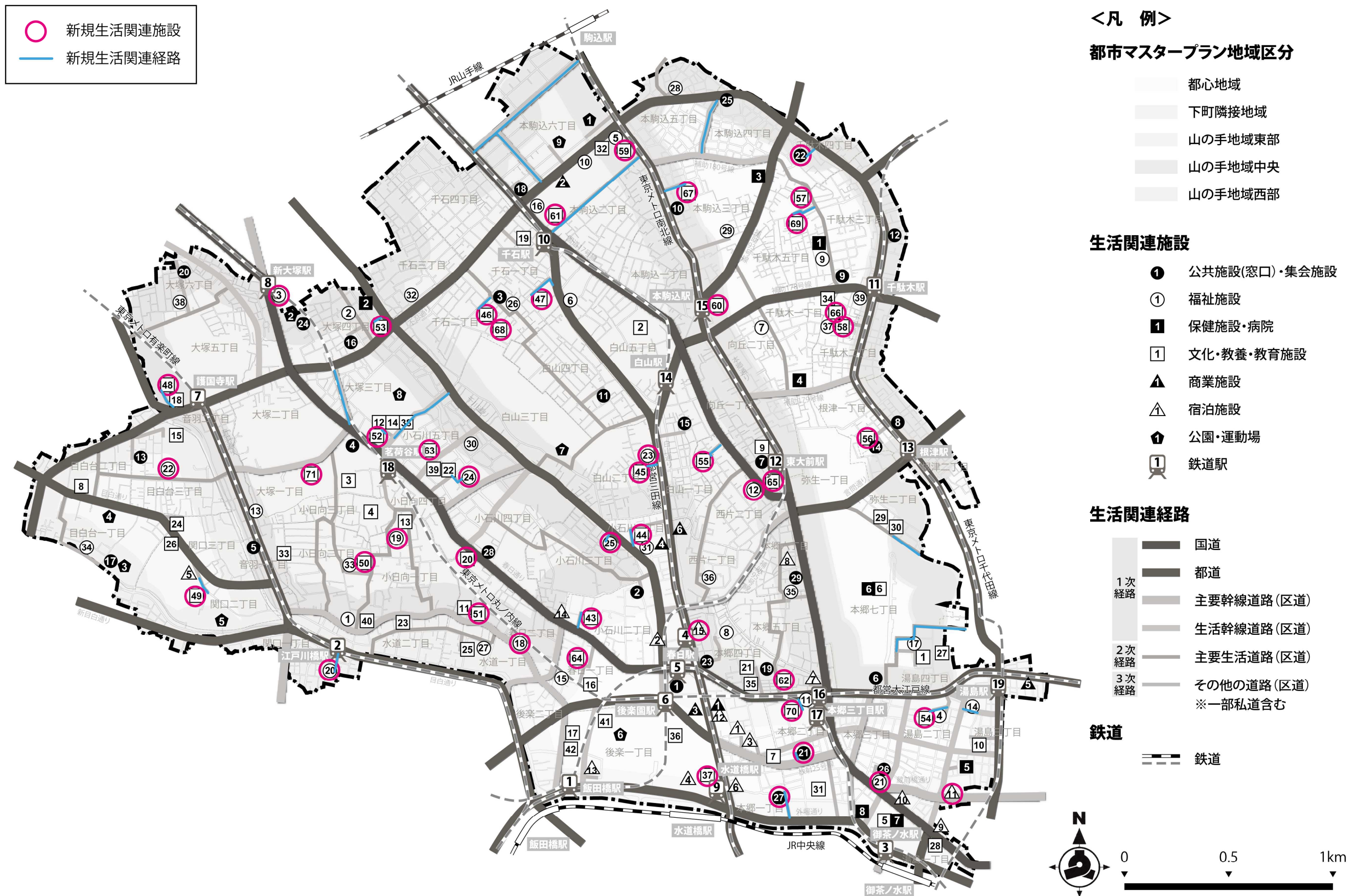


図 19 重点整備地区図(新規生活関連施設・生活関連経路を明記)

表 7 生活関連施設一覧

公共施設(窓口)・集会施設	
①	文京シビックセンター
②	礪川地域活動センター ・高齢者あんしん相談センター富坂分室
③	大原地域活動センター
④	大塚地域活動センター
⑤	音羽地域活動センター・ 介護老人保健施設音羽えびすの郷
⑥	湯島地域活動センター・総合体育館
⑦	向丘地域活動センター・アカデミー向丘
⑧	不忍通りふれあい館 (根津地域活動センター・根津図書室)
⑨	汐見地域センター (汐見地域活動センター・本郷図書館)
⑩	駒込地域活動センター
⑪	白山交流館
⑫	千駄木交流館
⑬	目白台総合センター (目白台交流館・目白台第二児童館)
⑭	根津総合センター(根津交流館・根津児童館)
⑮	白山東会館・白山東児童館 (令和7年8月から令和8年7月まで休館)
⑯	かるた記念大塚会館
⑰	肥後細川庭園松聲閣
⑱	駕籠町会館
⑲	男女平等センター
⑳	大塚北会館
㉑	本郷会館・ふる里学舎本郷
㉒	動坂会館
㉓	区民センター
㉔	大塚公園集会所・大塚公園みどりの図書室
㉕	勤労福祉会館 (本郷福祉センター(若駒の里)・本駒込図書館)
㉖	湯島総合センター(湯島第二会館・文京福祉 センター湯島・湯島児童館・湯島図書館)
㉗	元町ウェルネスパーク
㉘	小石川郵便局
㉙	本郷郵便局
福祉施設	
①	文京総合福祉センター(障害者支援施設リアン 文京・障害者基幹相談支援センター・文京福祉 センター江戸川橋・子育てひろば江戸川橋など)
②	文京くすのき高齢者在宅サービスセンター ・文京くすのきの郷
③	文京大塚高齢者在宅サービスセンター・ 高齢者あんしん相談センター大塚・ 文京大塚みどりの郷・大塚福祉作業所
④	文京湯島高齢者在宅サービスセンター ・アカデミー湯島

⑤	文京昭和高齢者在宅サービスセンター
⑥	文京白山高齢者在宅サービスセンター・ 文京白山の郷
⑦	文京向丘高齢者在宅サービスセンター
⑧	文京本郷高齢者在宅サービスセンター
⑨	文京千駄木高齢者在宅サービスセンター・高齢者 あんしん相談センター駒込・文京千駄木の郷
⑩	高齢者あんしん相談センター駒込分室
⑪	高齢者あんしん相談センター本富士
⑫	高齢者あんしん相談センター本富士分室 ・グッドライフケアセンター向丘
⑬	高齢者あんしん相談センター大塚分室
⑭	ゆしまの郷
⑮	洛和ヴィラ文京春日
⑯	高齢者あんしん相談センター富坂
⑰	龍岡介護老人保健施設
⑱	小石川ヒルサイドテラス
⑲	優っくり村文京小日向・文京小日向の家
⑳	社の癒しハウス文京関口
㉑	SOMP0ケアラヴィーレ本郷
㉒	アリア護国寺
㉓	グリーブホーム白山みやびの郷
㉔	福寿ぶんきょう小石川あけぼし
㉕	小石川福祉作業所
㉖	千石児童館・子育てひろば千石
㉗	水道児童館・子育てひろば水道
㉘	本駒込児童館
㉙	本駒込南児童館
㉚	久堅児童館
㉛	柳町児童館
㉜	千石西児童館
㉝	小日向台町児童館
㉞	目白台児童館
㉟	本郷児童館
㊱	子育てひろば西片
㊲	子育てひろば汐見
㊳	大塚児童館
㊴	しおみ児童館

保健施設・病院	
①	保健サービスセンター 本郷支所
②	東京健生病院
③	駒込病院
④	日本医科大学付属病院
⑤	東都文京病院

⑥	東京大学医学部附属病院
⑦	東京科学大学病院
⑧	順天堂大学医学部附属順天堂医院

文化・教養・教育施設	
①	文京区教育センター
②	東洋大学(白山キャンパス)
③	跡見学園女子大学(文京キャンパス)
④	拓殖大学(文京キャンパス)
⑤	東京科学大学(湯島キャンパス)
⑥	東京大学(本郷キャンパス)
⑦	東洋学園大学(本郷キャンパス)
⑧	日本女子大学(目白キャンパス)
⑨	文京学院大学・短期大学(本郷キャンパス)
⑩	日本薬科大学(お茶の水キャンパス)
⑪	国際仏教学大学院大学
⑫	筑波大学(東京キャンパス文京校舎)
⑬	貞静学園短期大学
⑭	放送大学東京文京学習センター
⑮	筑波大学附属視覚特別支援学校
⑯	筑波大学附属大塚特別支援学校
⑰	都立文京盲学校
⑱	アカデミー音羽
⑲	アカデミー千石・千石図書館
⑳	アカデミー茗台・茗台中学校
㉑	真砂中央図書館
㉒	小石川図書館
㉓	水道端図書館
㉔	目白台図書館
㉕	印刷博物館
㉖	講談社 野間記念館
㉗	国立近現代建築資料館
㉘	史跡湯島聖堂
㉙	竹久夢二美術館
㉚	弥生美術館
㉛	東京都水道歴史館
㉜	東洋文庫ミュージアム
㉝	鳩山会館
㉞	森鷗外記念館
㉟	文京ふるさと歴史館
㊱	東京ドーム(野球殿堂博物館含む)
㊲	東京ドームシティGallery AaMo
㊳	文京スポーツセンター
㊴	竹早テニスコート

④⑩	江戸川橋体育館
④①	後楽公園少年野球場
④②	小石川運動場
④③	礪川小学校
④④	柳町小学校
④⑤	指ヶ谷小学校
④⑥	林町小学校
④⑦	明化小学校
④⑧	青柳小学校
④⑨	関口台町小学校
⑤⑩	小日向台町小学校
⑤①	金富小学校
⑤②	窪町小学校
⑤③	大塚小学校
⑤④	湯島小学校
⑤⑤	誠之小学校
⑤⑥	根津小学校
⑤⑦	千駄木小学校
⑤⑧	汐見小学校
⑤⑨	昭和小学校
⑥⑩	駒本小学校
⑥①	駕籠町小学校
⑥②	本郷小学校
⑥③	第一中学校
⑥④	第三中学校
⑥⑤	第六中学校
⑥⑥	第八中学校
⑥⑦	第九中学校
⑥⑧	第十中学校
⑥⑨	文林中学校
⑦⑩	本郷台中学校
⑦①	音羽中学校

商業施設	
▲	ドン・キホーテ後楽園店
▲	文京グリーンコート
▲	ラクア
▲	クイーンズ伊勢丹小石川店
▲	ドン・キホーテ上野店
▲	オリンピック白山店

宿泊施設	
▲	ホテルウィングインターナショナル後楽園
▲	東横イン後楽園文京区役所前

▲	ザ・ビー水道橋
▲	東京ドームホテル
▲	ホテル椿山荘東京
▲	ホテルサトー東京
▲	ホテル機山館
▲	フォーレスト本郷
▲	ホテルお茶の水イン
▲	東京ガーデンパレス
▲	アパホテル御茶ノ水駅北
▲	リッチモンドホテル東京水道橋
▲	後楽ガーデンホテル
▲	ホテルリブマックス後楽園
▲	ドーミーイン後楽園

公園・運動場	
①	六義園
②	大塚公園
③	肥後細川庭園
④	目白台運動公園
⑤	江戸川公園
⑥	小石川後楽園
⑦	小石川植物園
⑧	教育の森公園・占春園
⑨	六義公園・六義公園運動場

鉄道駅	
①	都営地下鉄大江戸線 飯田橋駅
②	東京メトロ有楽町線 江戸川橋駅
③	東京メトロ丸ノ内線 御茶ノ水駅
④	都営地下鉄三田線 春日駅
⑤	都営地下鉄大江戸線 春日駅
⑥	東京メトロ丸ノ内線・南北線 後楽園駅
⑦	東京メトロ有楽町線 護国寺駅
⑧	東京メトロ丸ノ内線 新大塚駅
⑨	都営地下鉄三田線 水道橋駅
⑩	都営地下鉄三田線 千石駅
⑪	東京メトロ千代田線 千駄木駅
⑫	東京メトロ南北線 東大前駅
⑬	東京メトロ千代田線 根津駅
⑭	都営地下鉄三田線 白山駅
⑮	東京メトロ南北線 本駒込駅
⑯	都営地下鉄大江戸線 本郷三丁目駅
⑰	東京メトロ丸ノ内線 本郷三丁目駅
⑱	東京メトロ丸ノ内線 茗荷谷駅
⑲	東京メトロ千代田線 湯島駅

5 移動等円滑化に関する事項

5.1 移動等円滑化に関する主な基準等

国が定める移動等円滑化基準や整備ガイドライン、東京都や区の条例など、以下に示す移動等円滑化に関する主な基準等を踏まえて、バリアフリー化を推進します。

表 8 移動等円滑化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管等/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】令和 6 年 12 月改正
	道 路	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】令和 6 年 12 月改正
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】令和 3 年 1 月改正
	公 園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】令和 6 年 11 月改正
	建築物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】令和 6 年 6 月改正
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】令和 6 年 11 月改正
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】令和 5 年 3 月
ガイドライン等	駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】令和 6 年 9 月
	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン【旅客施設編】	国土交通省 令和 7 年 9 月改訂
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン【車両等編】	国土交通省 令和 7 年 9 月改訂
		公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン【役務編】	国土交通省 令和 7 年 9 月改訂
		駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン	国土交通省 令和 4 年 7 月
	道 路	道路の移動等円滑化に関するガイドライン	国土交通省 令和 6 年 1 月改定
	公 園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 令和 4 年 3 月改訂
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 令和 7 年 5 月改訂
	駐車場	車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン	国土交通省 令和 5 年 3 月
	教育啓発	教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン	国土交通省 令和 4 年 3 月

種別	項目	名称	所管等/作成年月
条例等	公共交通・道路・公園・建築物等	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	東京都 令和 5 年 10 月改訂
	道 路	都道における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 令和 3 年 10 月改正
	公 園	東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 令和 7 年 3 月改正
	建築物	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）	東京都 令和 7 年 3 月改正
	交通安全	東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例	東京都 令和 5 年 6 月改正
	駐車場	東京都駐車場条例	東京都 令和 4 年 3 月改正
		障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン	東京都 平成 25 年 8 月
	情報提供・コミュニケーション	文京区手話言語条例	文京区 令和 6 年 3 月
		文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例	文京区 令和 6 年 3 月

5.2 移動等円滑化に向けた配慮事項

旧基本構想では、高齢者や障害者等を含む全ての人が利用しやすい施設の整備に向けて、アンケートやワークショップ、地域懇談会を実施し、区民から現状の課題や意見等を収集し、その中から特に要望が多かった内容を施設ごとに「移動等円滑化に向けた配慮事項」として整理しました。

また、旧基本構想の中間評価（令和 5 年 3 月）では、中間評価時点までの取組やガイドラインの改定等を踏まえ、「移動等円滑化に向けた配慮事項」の内容を更新しています。

新たなバリアフリー基本構想の検討にあたり、近年の関連法令等やガイドラインの改定、旧基本構想の最終評価で実施したアンケートや地域懇談会における区民の意見等を踏まえ、「移動等円滑化に向けた配慮事項」の内容を更新しました。

施設整備においては、構造上の制限や整備財源等、さまざまな課題がありますが、可能な限りこれらの配慮事項を踏まえた整備が望ましいため、「移動等円滑化に向けた配慮事項」の内容を関係事業者に周知することで、それぞれの事業推進の中で取組を実施していただけるよう働きかけていきます。

- ※1) 配慮事項は区民意見等を基に整理しており、関連ガイドラインに示された整備水準を考慮しておりません。
- ※2) オレンジ色で示した内容は旧基本構想の中間評価において更新したもの、青字は今回の改定において更新したものです。

5.2.1 公共交通の移動等円滑化

(1) 旅客施設（鉄道駅）

項目	共通の配慮事項
①通路	出入口から各ホームまでのバリアフリー化された経路を複数確保するとともに、他の経路と比べて極端に遠回りにならないようにする（乗換時も同様）。 動線が錯綜する通路では、視覚障害者が安心して移動できる誘導経路を確保（輝度比が確保された視覚障害者誘導用ブロックの配置）する。
②上下移動	階段は、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。 エレベーターは、障害者が利用しやすい構造とする（十分な広さ、開延長ボタン、車いす使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など）。 エスカレーターは、上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置する。
③ホーム	転落防止のため、ホームドアや可動式ホーム柵、又は内方線付点状ブロックを設置する。※全駅対応済み ホームの幅員が狭い箇所には、車いす使用者や視覚障害者に配慮した注意喚起や安全対策を実施する。 ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。 乗降位置を表示するとともに、視覚障害者がわかりやすい位置に点字を貼付する。 乗降や移動を妨げない位置に配慮し、ベンチを設置する。 視覚障害者や高齢者に配慮した適切な照度を確保する。
④券売機等	車いす使用者でも近づきやすいよう蹴込みを設け、タッチパネルが見やすい（反射しない）券売機等を設置する。 特に無人改札口では、職員等とやりとりができるように、インターホンを設置し、視覚障害者がその位置をわかるように音声案内を設置する。 特に無人改札口では、インターホン等を活用できない聴覚障害者等への適切な対応方法を検討する。
⑤トイレ	車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、大型ベッド、着替え台、開閉しやすい扉、わかりやすいボタン配置など）。 車いす使用者用トイレを2箇所以上設置する場合は、左右反転タイプの便座を用意するなど、左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮する。 異性介助や性的マイノリティへの配慮の観点から、男女共用トイレを整備することが望ましい。 車いす使用者用トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレに広めの個室や乳幼児用設備（ベビーチェアや幼児用便座など）、オストメイト対応設備を設置する。 車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、低い位置に設置する。 壁や手すり等の色にコントラストを設けることにより、弱視者等が空間把握しやすいように配慮する。 非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。

項目	共通の配慮事項
⑥案内設備・情報のバリアフリー	バリアフリー化された経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどの活用・多言語化された大きくわかりやすい案内表示を設ける。
	駅のウェブサイトがある場合は、ウェブアクセシビリティに配慮するとともに、駅構内の案内やバリアフリー設備等の情報提供を行う。
	エスカレーターによる経路が連続していない場合(途中から階段による上下移動が必要となる場合)は、あらかじめその旨がわかるように経路の端部に案内を掲示する。
	改札口やトイレ、エスカレーター等に音声案内を設置する。また、駅構内やトイレの配置がわかる触知案内図を設置する。
	サインの情報内容や表現方法、設置位置がわかりやすいように配慮するとともに、可変式情報表示装置を設置し、緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。
	エレベーターや車いす使用者用トイレでは、障害者等が優先的に利用できるように配慮する(案内の表示など)。
⑦役務の提供(人的・ICT対応)	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。
	手話対応が可能な職員の配置や遠隔手話等のサービスを活用する。
	音声・文字情報など多様な手段に対応した ICT の利用により適切な支援を行う。
⑧教育啓発・心のバリアフリー	筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。
	多様な利用者への適切な対応や障害の社会モデルへの理解について職員の教育を実施する。
	駅や車両利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

● 参考:旅客施設のバリアフリー化



ホームドア



可動式ホーム柵



スマホでインターホン



みえるアナウンス

(2) バス

項目	共通の配慮事項
①車両	ノンステップ化や車いす使用者やベビーカー利用者が利用しやすい広めの乗降口の確保など、バリアフリー化された車両への代替を促進する。
②バス乗降場・停留所	バス停へのベンチ・上屋の設置や十分な待合スペースを確保する。(道路管理者との連携) バスが正着(停留所に寄せてまっすぐ停車)しやすく、車両との段差が生じない構造に改良する。(道路管理者との連携)
③案内設備・情報のバリアフリー	バス乗降場や停留所における案内を充実する(わかりやすい路線図・乗継案内、ノンステップバス運行の表示、多言語表記など)。 バス接近表示システムの導入(音声案内・電光表示)を促進する。
④役務の提供(人的・ICT対応)	バス停への正着やニーリング(車両を傾けて段差を緩和する)を徹底する。 筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。
⑤教育啓発・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応や障害の社会モデルへの理解について乗務員の教育を実施する。 バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

● 参考:バスのバリアフリー化



ノンステップバス



バリアフリー化されたバス停留所

(3) タクシー

項目	共通の配慮事項
①車両	車いす使用者等も利用できる福祉タクシー・ユニバーサルデザインタクシーの導入を促進する。
②役務の提供(人的・ICT対応)	筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。
③教育啓発・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応や障害の社会モデルへの理解について乗務員の教育を実施する。

5.2.2 道路の移動等円滑化

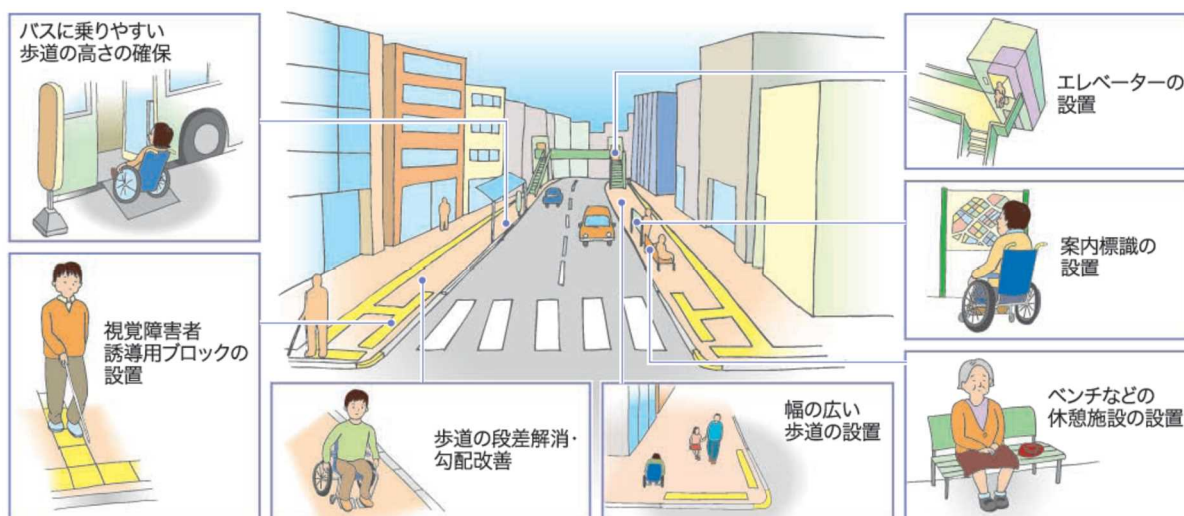
(1) 歩道のある道路

項目	共通の配慮事項
①整備	歩道の大規模改良・更新時に移動等円滑化基準に適合した道路整備を行うとともに、コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。
	車両乗入れ部や交差点部における歩道内の勾配をゆるくする。
	バス停留所を設置する歩道は、バスに円滑に乗降できる高さとし、 輝度比が確保された 視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、十分な待合スペースを確保する。(バス事業者と連携)
	車いす使用者やベビーカー利用者が移動しやすい舗装を行う。
	歩車道境界ブロックは、視覚障害者が認識でき、車いす使用者が円滑に通行できるものにする。
	歩車道境界やバス停留所、生活関連施設を中心に、移動の連続性に配慮し、 輝度比が確保された 視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。(関係事業者と連携)
	管理者が異なる道路の境界部等で、視覚障害者誘導用ブロックが断絶しないように整備する。(関係事業者と連携)
	歩行者の通行が想定される場所の側溝のフタ(グレーチング)などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。
	歩行者等の通行の支障とならない範囲で、日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設の設置に努める。
	歩道の安全性を高めるため、 自転車ネットワーク路線の通行 空間整備を推進する。
②安全対策	電柱や街灯、案内サイン等の占用物件や付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
	長く続く坂道では、車いす使用者等が安心して滞留できるスペース(平坦な踊り場等)や高齢者等が休憩できるお休み石の設置に努める。
③案内設備・ 情報の バリアフリー	生活関連経路上の主要な箇所(駅周辺、主要交差点、生活関連施設付近の交差点など)に、多様な利用者に配慮した見やすくなりやすい案内表示の設置に努める(必要に応じて点字表示・音声案内・ 多言語化 など)。
	エレベーターやスロープなどの案内は、ピクトグラム等を活用し、大きくわかりやすいものを設置する。
④維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。
	工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保や凹凸の除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。
⑤教育啓発・ 心の バリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物件への指導を行い、適切な機能を確保する。
	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。(交通管理者と連携)
	道路利用者に対して、助け合いの意識を喚起する標識や勾配に関する案内の設置に努める。

(2) 歩道のない道路

項目	共通の配慮事項
①整備	コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。
	歩行者の通行が想定される場所の側溝のフタ(グレーチング)などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。
	バス停留所を設置する道路は、安全な待合空間を確保する。(バス事業者と連携)
	自転車ネットワーク路線の通行空間整備を推進する。
②安全対策	路側帯の拡幅や平坦化、ガードレール等の設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。(交通管理者と連携)
	電柱や街灯、案内サイン等の占用物件や付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
	長く続く坂道では、滑りにくい舗装に配慮するとともに、必要に応じて2段手すりの設置などを検討する。
③案内設備・情報のバリアフリー	生活関連経路上の主要な箇所(生活関連施設付近の交差点など)に、多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置に努める(必要に応じて点字表示・音声案内・多言語化など)。
④維持管理	舗装や案内設備などの適切な維持管理に配慮する。
	工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保や凹凸の除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。
⑤教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物件及び植栽の枝などへの指導を行い、適切な機能を確保する。
	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。(交通管理者と連携)
	道路利用者に対して、助け合いの意識を喚起する標識や勾配に関する案内の設置に努める。

● 参考:道路のバリアフリー化(国土交通省資料、文京区ホームページなど)





バリアフリー化された歩道



コミュニティ道路(歩道あり)



コミュニティ道路(歩道なし:路面表示)



コミュニティ道路(歩道なし:狭さく)



助け合いの意識を喚起する標識(坂道)

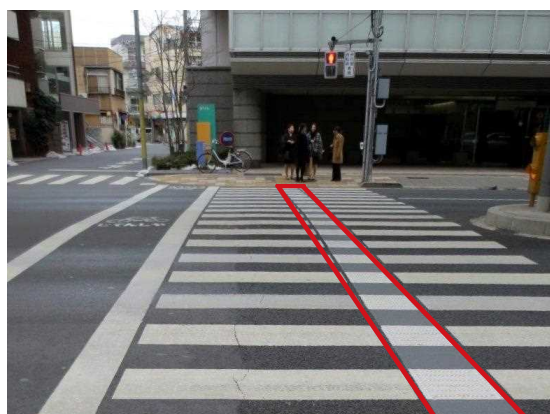


急な坂道への手すりの設置

5.2.3 信号機等の移動等円滑化

項目	共通の配慮事項
①信号機等	生活関連経路上の信号交差点には、バリアフリー化された信号機(音響式や経過時間表示式、高度化PICS対応型信号機など)を設置するとともに、付帯機材の位置に配慮する。 主要な交差点や複雑なかたちの交差点において、エスコートゾーンの設置を検討する。 高齢者、障害者が安全に横断できるよう、適切な青時間を確保する(歩行者用青信号の延長など)。 標識、標示の高輝度化や信号機のLED化により見やすさを向上する。
②安全対策	【歩道のない生活道路】 路側帯の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。(道路管理者と連携) 違法駐車取締りや防止についての広報・啓発を推進する。
③維持管理	信号機やエスコートゾーン等の適切な運用・維持管理に配慮する。
④教育啓発・心のバリアフリー	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。(道路管理者と連携)

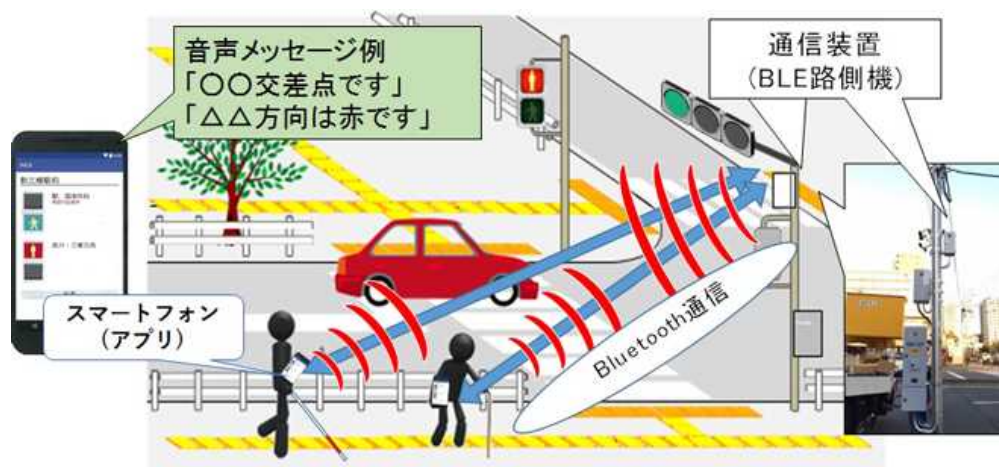
● 参考:信号機等のバリアフリー化(国土交通省資料、警察庁資料など)



エスコートゾーン



経過時間表示式信号機



高度化 PICS 対応型信号機

5.2.4 建築物の移動等円滑化（駐車場を含む）

項目	共通の配慮事項
①出入口・敷地内通路	道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続し、輝度比が確保された視覚障害者誘導用ブロックを設置する。 主要な出入口は自動ドアなど通行しやすい扉とし、車いす使用者やベビーカー利用者等に配慮した幅を確保する(80cm 以上)。
②建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する(120cm 以上)。 主要な通路に段差がある場合はスロープを設置するなどして段差を解消する。
③上下移動	2 階以上の建築物には、エレベーターを設置する。 エレベーターは、障害者が利用しやすい構造とする(十分な広さ、開延長ボタン、車いす使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など)。 階段は、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。 階段には両側に2段手すりを設け、行先を点字で表示するとともに、手すりの端部は巻き込むようにする。
④トイレ	車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する(十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、大型ベッド、着替え台、開閉しやすい扉、わかりやすいボタン配置など)。 車いす使用者用トイレを複数設置する。車いす使用者用トイレを2箇所以上設置する場合は、左右反転タイプの便座を用意するなど、左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮する。 異性介助や性的マイノリティへの配慮の観点から、男女共用トイレを整備することが望ましい。 車いす使用者用トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレに広めの個室や乳幼児用設備(ベビーチェアや幼児用便座など)、オストメイト対応設備を設置する。 車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、低い位置に設置する。 壁や手すり等の色にコントラストを設けることにより、弱視者等が空間把握しやすいように配慮する。 非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。
⑤駐輪場・駐車場	利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。 出入口に近い場所に十分な広さの障害者用駐車施設(幅350cm 以上)を設置し、わかりやすく標示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。 後部ドアから車いす使用者の乗降のためのスロープ・リフトの出る車両の利用を考慮し、障害者用駐車施設の後部に奥行き300cm程度の乗降スペースを確保する。

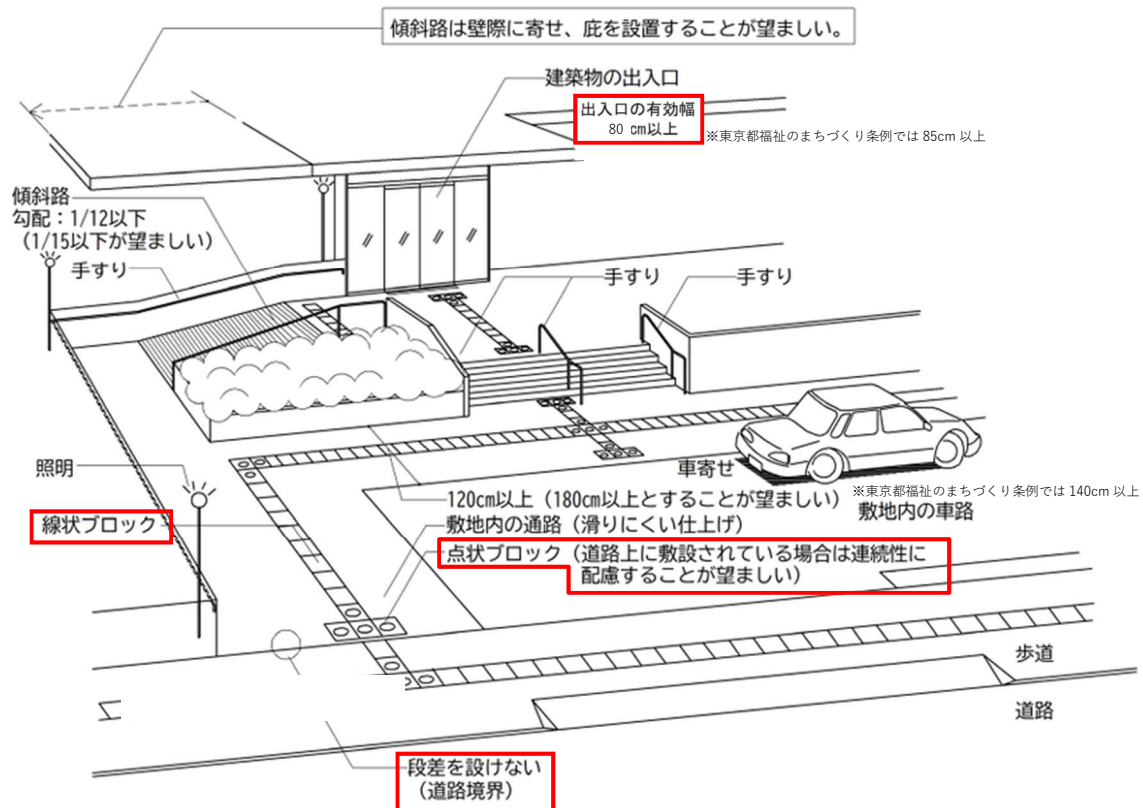
項目	共通の配慮事項
⑥案内設備・ 情報の バリアフリー	バリアフリー化された経路や非常口、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどの活用・多言語化された大きくわかりやすい案内表示を設ける。
⑥案内設備・ 情報の バリアフリー	施設のウェブサイトがある場合は、ウェブアクセシビリティに配慮するとともに、施設案内やバリアフリー設備等の情報提供を行う。 建築物出入口やトイレ、エレベーター等に音声案内を設置する。また、トイレの配置がわかる触知案内図を設置する。 エレベーターや車いす使用者用トイレでは、障害者等が優先的に利用できるように配慮する(案内の表示など)。 病院など順番待ちのある施設では、呼出受信機を導入し、音声と文字情報で案内するなど、聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮する。
⑦その他設備	受付や記入台は、車いす使用者が接近しやすい構造とする。 貸出し用の車いすやベビーカー等を設置し、案内を表示する。 授乳室やおむつ交換台、ベンチを設置する。 講演を行うホール等ではヒアリンググループを導入し、設備が使える旨を主催者や参加者に周知する。 講演を行うホール等では、サイトラインが確保された車いす使用者用客席を設け、その横に同伴者用の客席(スペース)を設ける。
⑧人的対応・ 接遇・ ICT 対応	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。 手話対応が可能な職員の配置や遠隔手話等のサービスを活用する。 音声・文字情報など多様な手段に対応した ICT の利用により適切な支援を行う。 建築物出入口から受付・窓口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックを配置し、受付・窓口からは職員が対応するなど、連続的な誘導に配慮する。 コミュニケーション支援ボードや筆談用具を設け、設置を示す案内を表示する。 道路に面した敷地内には歩行者が休憩できるベンチの設置を検討する。
⑨教育啓発・ 心の バリアフリー	多様な利用者への適切な対応や障害の社会モデルへの理解について職員の教育を実施する。

● 参考:建築物のバリアフリー化

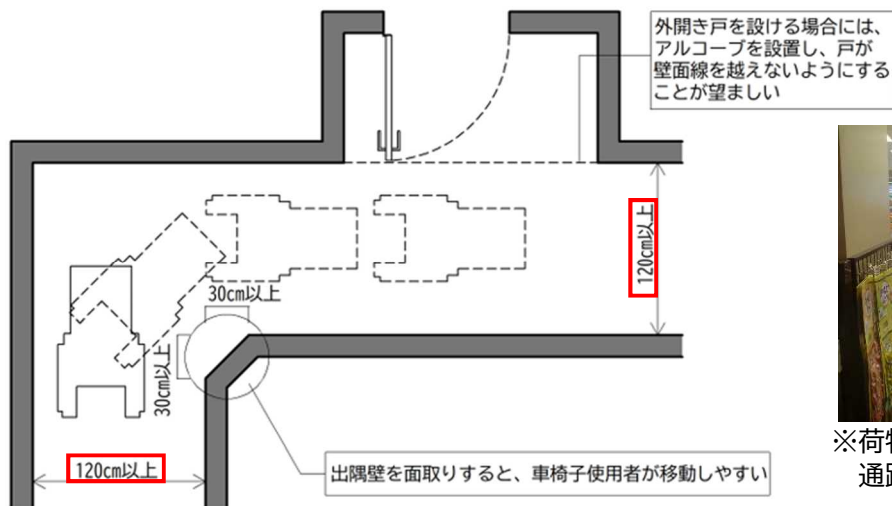
(高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準より抜粋・作成ほか)

①出入口・敷地内通路

赤枠で囲んだものは、『共通の配慮事項』に設定した基準です。

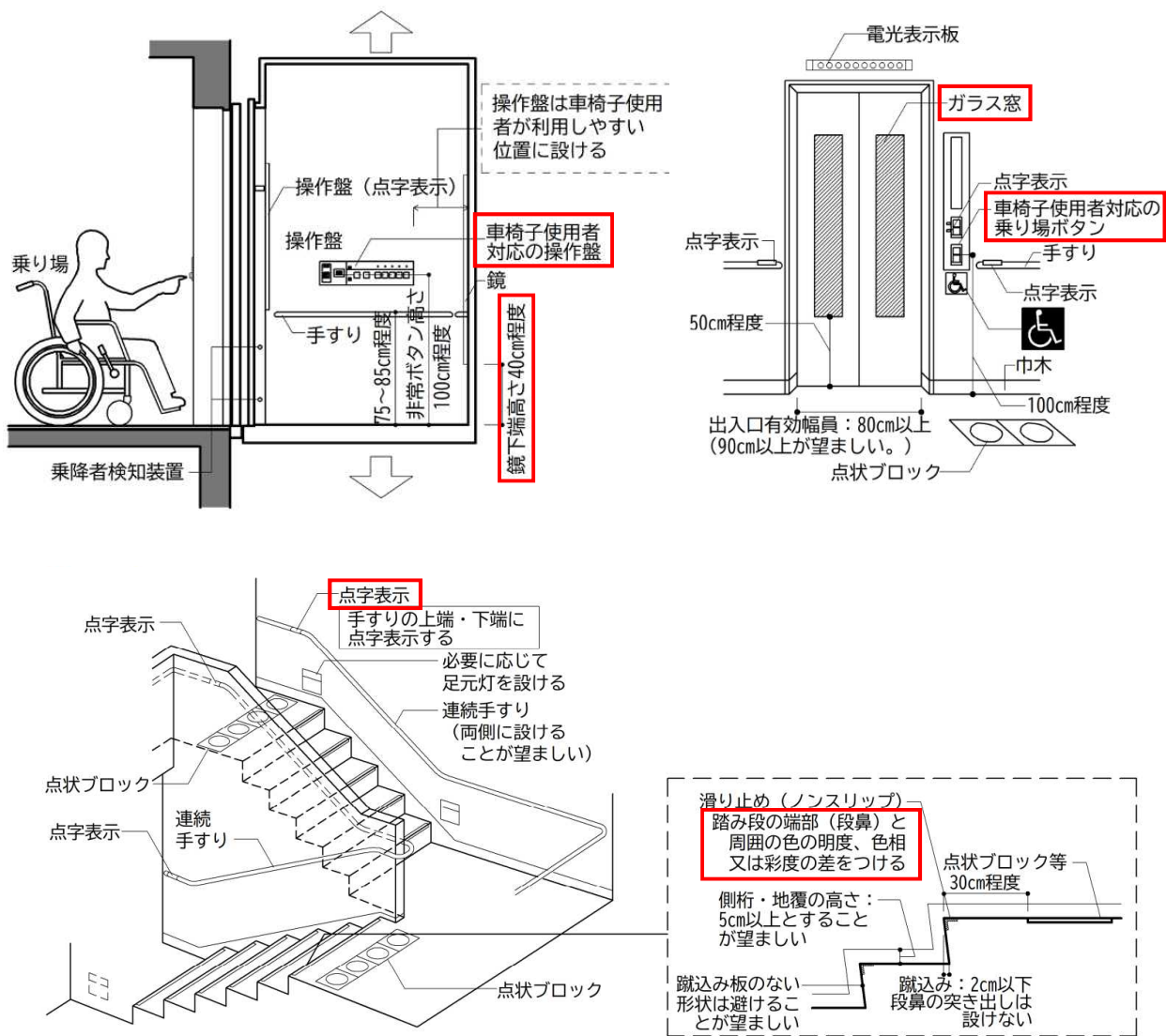


②建物内通路



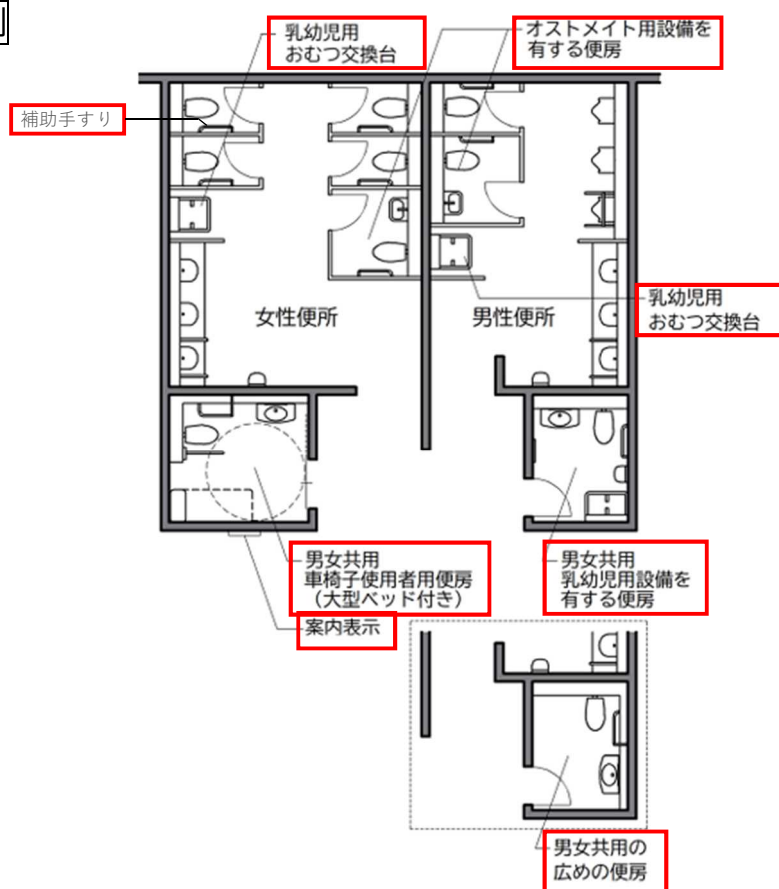
※荷物などを置かず、可能な限り通路の幅を広くする

③上下移動



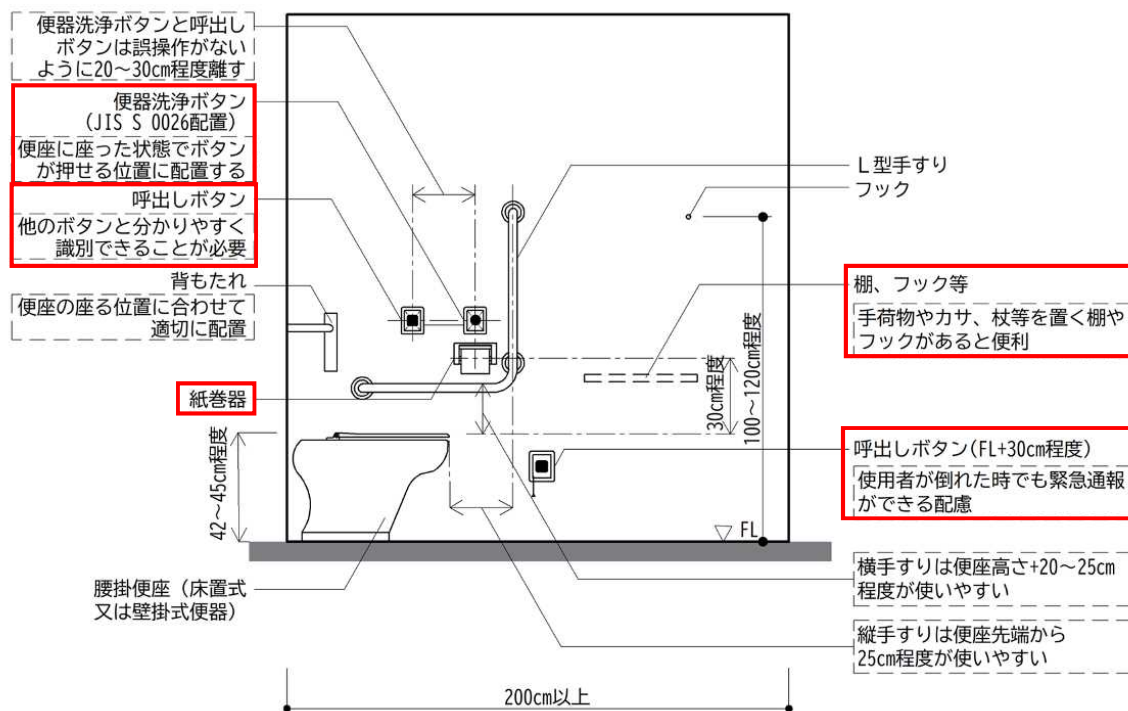
④トイレ

トイレの配置例

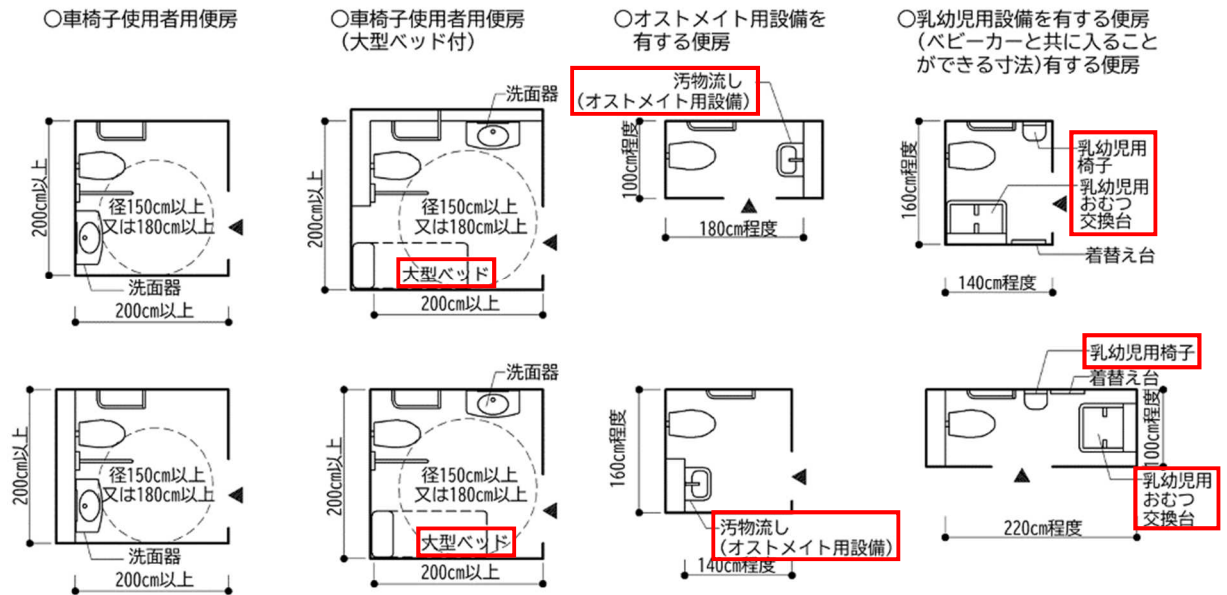


○ボタン等の配置

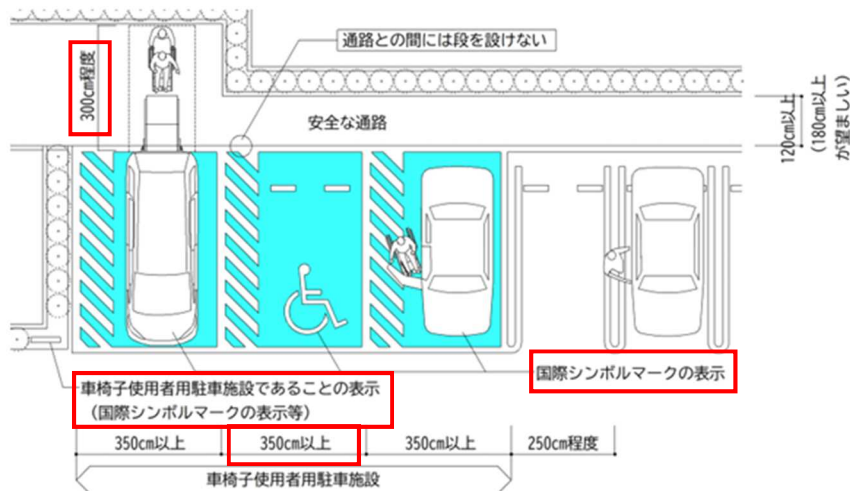
<車椅子使用者用便房の例>



<各便所の寸法例>



⑤駐輪場・駐車場

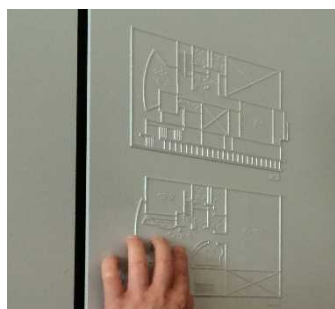


一都三県共同マナーアップ CP ポスター
(2024年度)(都庁総合ホームページより)

⑥案内設備・情報のバリアフリー



ピクトグラムによる案内

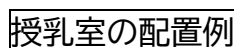


触知図や音声による案内



総合案内(人による対応)

窓口・カウンターの例



長椅子や肘掛けのついた椅子が望ましい。
 <解説>
 ・肘掛けがあると授乳が楽になる場合がある。
 (クッションや踏み台等による代替可能)
 ・長い椅子であれば子供が腰掛けることが可能。
 ・背もたれがある方が授乳の体勢が安定する。

長椅子を置くための台、フックやハンガーを設ける。電動の搾乳機等を利用するための電源があると良い。
 <解説>
 ・乳幼児連れは、荷物がが多い。

授乳・搾乳のためのスペースには、仕切りを設ける。
 <解説>
 ・スペースに余裕があれば、仕切りは、カーテンではなく鍵のついた戸とする方がよい。
 ・利用者が多く待ちが出る場合等は、個室だけでなく共用の授乳スペースを設けることも有効である。

男性が入れない授乳・搾乳のためのスペースを設置する。
 <解説>
 ・男性が入れないように戸を設ける。
 ・「授乳中」や「搾乳中」等の表示ができるようにするなど、内部の使用状況がわかるとよい。
 ・授乳中に閲覧可能な情報(地域の子育て関連情報)の提供等があるとよい。
 ・1以上のスペースは、車椅子使用者が利用できるものとすることが望ましい。

シンクを設置する。
 <解説>
 ・ハンドソープやペーパータオルを設置することが望ましい。
 ・洗浄した哺乳瓶や搾乳機等を置くスペースを広くする。

出入口
 ・引き戸にするとともに、内部の様子がわかるようにする。
 ・内部の設備配置等の状況、男女の入室可否等を図記号(ピクトグラム)と文字の併記によりわかりやすく表示する。

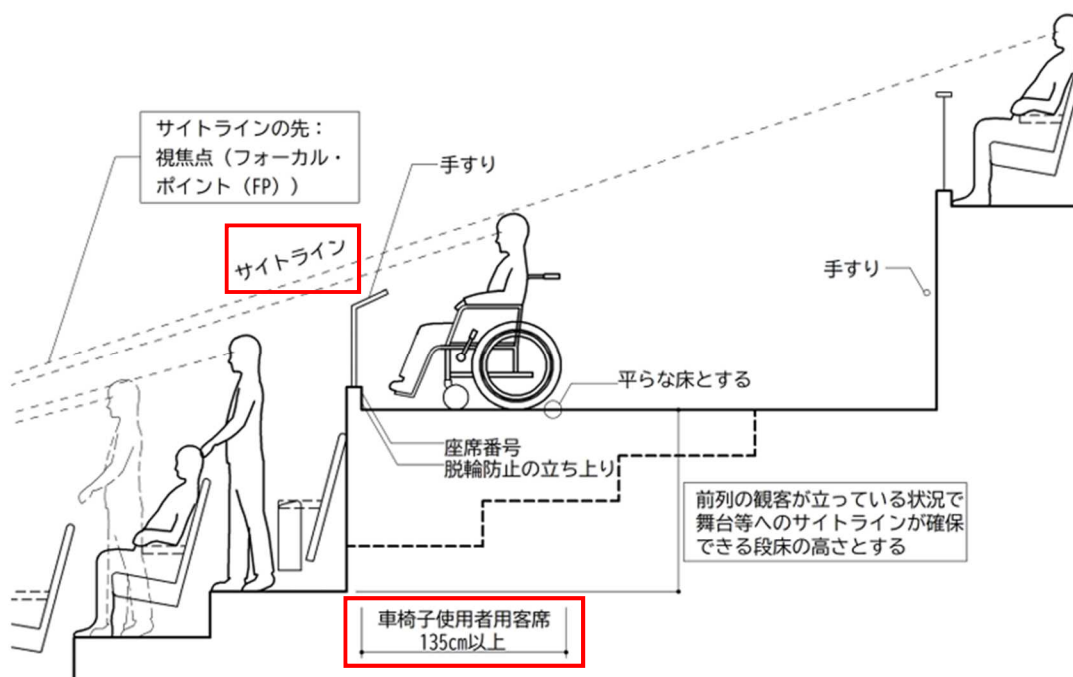
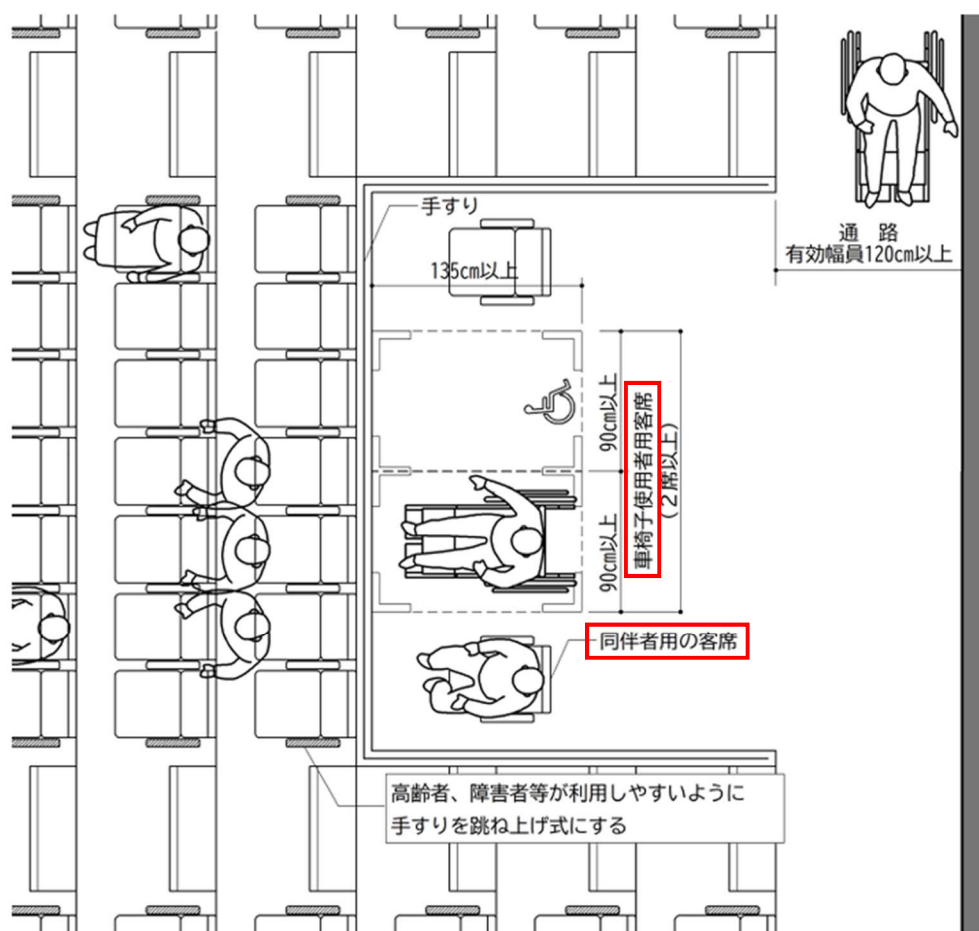
自販機等
 ・おむつやおしりふき、液体ミルク、離乳食等の自動販売機があると便利。
 ・ジュース等の自動販売機や冷水器等があると、ミルクを飲みたい子供や授乳中で水分を多く必要とする母親にとって有効。
 ・冷水器は、調乳時、お湯に溶かした粉ミルクを冷やす際にも有効。
 ・離乳食を温めるための電子レンジがあると便利。

共用スペースに椅子を設置する。
 <解説>
 ・人工乳を与える際に男性でも利用が可能となる。
 ・哺乳びんを置く台等があると便利。
 ・離乳食を食べさせたりするための子供用椅子があるとよい。

ベビー休憩室の例 (約20㎡)
 3.5m
 5.5m

おむつ交換台をニーズに合わせて設置する。
 <解説>
 ・利用ニーズに合わせた台数を設置する。
 ・広さにゆとりがあれば、トレーニングパンツ用(立った状態でおむつ替えが可能な高さで低い台)もあるとよい。
 ・おむつゴミはにおわないように工夫する。おむつ用のゴミ箱を設けるほか、普通のゴミ箱も設置することが望ましい。
 ・衛生面に配慮し、使い捨てのおむつ替えシート等があるとよい。
 ・複数の乳幼児用おむつ交換台を設ける場合には、車椅子使用者が利用できるものを1以上設ける。

車いす使用者用客席の配置例



⑧人的対応・接遇・ICT 対応



耳マーク・筆談用具



コミュニケーション支援ボード
(公益財団法人明治安田こころの健康財団より)



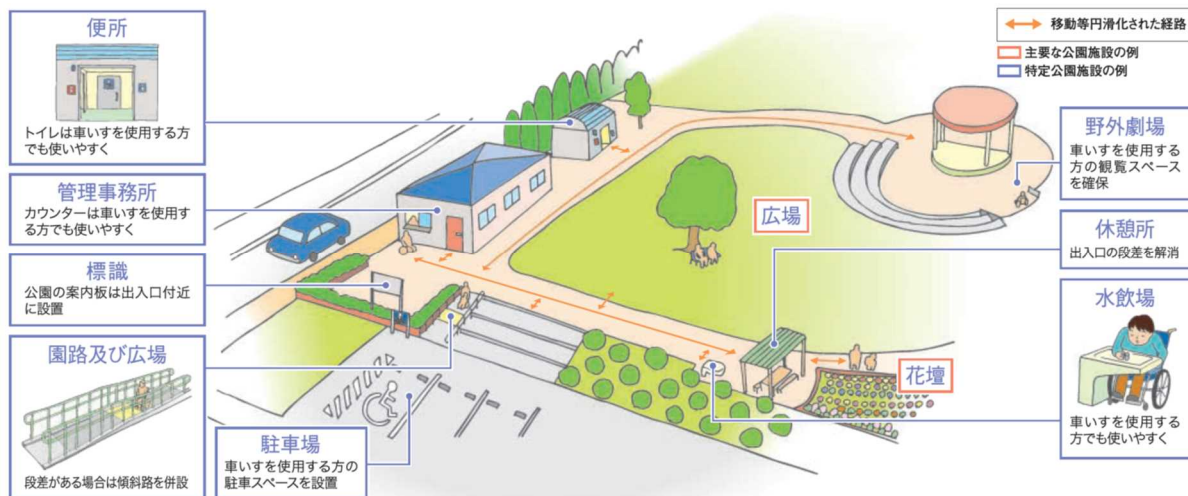
音声を文字に、外国語も翻訳できる
機能がある透明ディスプレイ

5.2.5 都市公園の移動等円滑化

項目	共通の配慮事項
①出入口	敷地境界(道路等と公園敷地)に通行の支障となる段差や勾配を設けない。 車いす使用者やベビーカー利用者等が通るのに十分な出入口幅を確保する(90cm 以上)。 歩道上から出入口、主要な施設まで連続し、 輝度比が確保された 視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
②園路	主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい路面とする。 主要な園路には段差を設けない。 主要な園路は車いす使用者等が通るのに十分な通路幅を確保する(120cm 以上)。
③トイレ	車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する(十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、 大型ベッド、着替え台、開閉しやすい扉、 わかりやすいボタン配置など)。 車いす使用者用トイレを2箇所以上設置する場合は、左右反転タイプの便座を用意するなど、左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮する。 異性介助や性的マイノリティへの配慮の観点から、男女共用トイレを整備することが望ましい。 車いす使用者用トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレに広めの個室や乳幼児用設備(ベビーチェアや幼児用便座など)、オストメイト対応設備を設置する。 車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、低い位置に設置する。 壁や手すり等の色にコントラストを設けることにより、弱視者等が空間把握しやすいように配慮する。
④休憩施設	日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設を設置する。 車いす使用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置する。
⑤駐輪場・駐車場	出入口に近い場所に十分な広さの障害者用駐車施設(幅350cm 以上)を設置し、わかりやすく標示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。 後部ドアから車いす使用者の乗降のためのスロープ・リフトの出る車両の利用を考慮し、障害者用駐車施設の後部に奥行き300cm 程度の乗降スペースを確保する。
⑥案内設備・情報のバリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける(必要に応じて点字表示・音声案内・ 多言語化 など)。 施設のウェブサイトがある場合は、ウェブアクセシビリティに配慮するとともに、施設案内やバリアフリー設備等の情報提供を行う。
⑦維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。 利用者の駐輪が、出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。

項目	共通の配慮事項
⑧その他設備	庭園など文化的景観を有する公園では、可能な範囲で園路等のバリアフリー化に努めるとともに、整備が難しい場合には案内などによる情報提供を充実する。 避難場所に指定されている場合は、音声放送設備だけでなく電光掲示等による文字情報の提供設備の設置にも配慮する。
⑨人的対応・ 接遇・ ICT 対応 〔管理事務所がある場合〕	職員による案内やサポート、悪路に対応した車いすの貸出などの対応を充実する。 手話対応が可能な職員の配置や遠隔手話等のサービスを活用する。 音声・文字情報など多様な手段に対応した ICT の利用により適切な支援を行う。 コミュニケーション支援ボードや筆談用具を設け、設置を示す案内を表示する。
⑩教育啓発・ 心の バリアフリー 〔管理事務所がある場合〕	多様な利用者への適切な対応や障害の社会モデルへの理解について職員の教育を実施する。

● 参考:都市公園のバリアフリー化(国土交通省資料)



6.1 心のバリアフリーの推進

「点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう」の目標のもと、区全体で取組を進めていくためには、道路や建築物などのハード面をバリアフリー化するだけでなく、その整備を補完するような人的支援などのソフト面での対応をあわせて進めることも重要です。意識上でのバリアとなる高齢者、障害者等への偏見や差別、無理解、無関心をなくし、その社会参加に積極的に協力していく必要があります。

また、バリアフリー法の改正により、教育啓発特定事業が位置づけられたことを踏まえた取組を進める必要があります。

そこで、区・事業者・区民がそれぞれの役割を理解し、積極的に心のバリアフリーに取り組むことが期待されます。以下に、それぞれに求められる役割や取組例を示します。

6.1.1 区取組

区は、窓口業務などをはじめとした区民サービスにおいては、高齢者、障害者等に最も身近に接する事業者であり、合理的配慮が義務化されています。区の職員は高齢者、障害者、妊婦や子育てをしている人、外国人などへの理解を深め、適切な対応の方法等を学ぶとともに、区民が利用する施設などでは、積極的に人的支援やサービスの充実などの心のバリアフリーに取り組むことが期待されます。また、区民への意識啓発や理解を深めるための機会を提供することが求められます。

このような役割を踏まえて、区は現在の取組を引き続き実施するとともに、社会全体で課題の解決を図る「障害の社会モデル」の考え方をより浸透させていくために、区民等への啓発をさらに進めていきます。

<取組例>

- ① 障害等への理解を深めるための職員研修や人権研修の継続的な実施
・ 障害者や認知症当事者などへの接遇研修など
- ② 認知症施策推進基本計画の策定による「新しい認知症観」の普及の促進
- ③ 区民等への心のバリアフリーの継続的な推進・啓発
・ 啓発パンフレットの作成、ボランティア事業や区内店舗支援事業等の実施にあわせた心のバリアフリーの推進など
- ④ 学校教育における公立小中学生への心のバリアフリーの継続的な推進
- ⑤ 区民が利用する施設における積極的な人的支援の実施やサービスの充実
- ⑥ 地区別計画策定時における民間事業者への教育啓発特定事業の積極的な位置づけの依頼



心のバリアフリーハンドブック
(第5改訂版 令和7年6月発行)



認知症の啓発パンフレット
『正しく知って向き合う支える認知症』

「心のサポーター」
養成研修
ここは見えない。だから、聴く。

心のサポーター、通称「ここサポ」。メンタルヘルスの正しい基本知識に基づき、身近な人に対して傾聴を中心とした支援をする人のことです。

講義を修了した受講者には「心のサポーター認定証」を発行します。

研修・グループワーク
メンタルヘルスやこころの病気についてこころの病気を持った人たちの体験や悩みについて身近な人のサポートや社会ストレスコーピングによるセルフケア

R7年度	日時	会場	申込期間	対象	定員(申込順)
第1回	10月10日(金) 15:00~17:00	障害者会館 (文京シビックセンター3階)	9月1日(月)から	区内 在住・ 在学者	各50名
第2回	10月10日(金) 18:30~20:30	Zoom (オンライン会議ツール)	9月30日(火)		
第3回	12月6日(土) 10:00~12:00	障害者会館 (文京シビックセンター3階)	11月1日(土)から 11月30日(日)		

※いずれかご都合のよい日程をお選びください
2次元コードからのお申込みが難しい場合は、下記にお電話ください。

【問合せ先】
文京区予防対策課精神保健担当
TEL 03-5803-1847

申し込みはこちら

心のサポーター養成研修 参加者募集ポスター



文京総合福祉センター祭りにおける啓発活動
(心のバリアフリーの木をつくろう・障害疑似体験)

6.1.2 事業者の取組

バリアフリー基本構想に基づく地区別計画では、各事業者は、第5章に掲げた移動等円滑化に関する事項（基準・配慮事項）を踏まえて、具体的な事業計画を定めることとなります。このなかでは、心のバリアフリーの普及・啓発に関する教育啓発特定事業や、人的対応に関する事業についても具体的に定め、実施状況について随時確認していくことで取組を推進していきます。

また、障害者差別解消法が改正され、事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されたことも踏まえ、生活関連施設以外の小規模な施設や、具体的な特定事業を位置づけない施設等においても、それぞれの事業者が可能な範囲で高齢者、障害者等が安心して施設を利用できるための配慮や工夫に取り組むことが求められます。

6.1.3 区民の取組

バリアフリー法は、国民の責務として、「高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努める」ことを求めています。

一人ひとりの区民が視覚障害者誘導用ブロックに自転車を停めない、困っている人を見かけたら声をかけるなど、日常的な配慮や支援をすることで、多くの高齢者、障害者等がより安心して外出できるようになります。

また、区などが提供する機会や資料などを活用し、積極的に高齢者、障害者、妊婦や子育てをしている人、外国人などの特性などについて学んだり、交流を深めたりすることで、心のバリアをなくしていくことが求められます。

6.2 情報のバリアフリーの推進

まち中での移動や利用に関する情報のバリアフリーについては、全庁的な連携や、各事業者の連携により、現在の取組を継続的に実施するとともに、ICTの活用による新たな取組を実施することで、区民だけでなく、外国人をはじめとした来訪者でも安心して移動できるまちづくりを推進します。

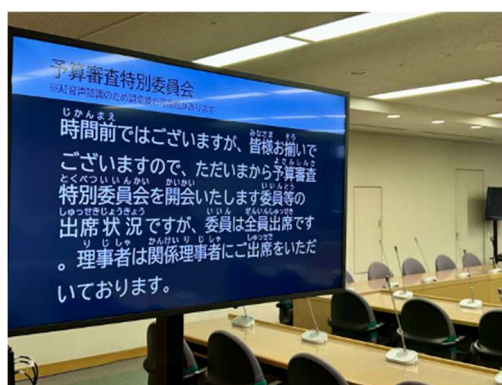
また、「文京区手話言語条例」や「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（通称 読書バリアフリー法）」が施行されており、これらを踏まえた取組を進める必要があります。

さらに、それぞれの取組を進める中で、情報格差の解消にも留意したうえで、情報のバリアフリーの推進を図ることが求められます。

<取組例>

- ① 「文京区手話言語条例」及び「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」の啓発冊子等を活用した普及活動の実施
- ② “開かれた議会”を実現するための取組の実施（議会開催時：手話通訳者・要約筆記者の派遣、リアルタイム字幕システム・ヒアリンググループの設置、議会開催後：区議会だより点字版・音声版の配付）
- ③ 施設の受付へのコミュニケーションツール※の設置（ICTを活用したツールとアナログツールの併用）
- ④ 図書館における読書バリアフリーの取組の推進
- ⑤ 図書館におけるだれもが楽しめる映画会の実施（洋画・邦画でのガイド用日本語字幕の表示）
- ⑥ 観光リーフレットの多言語表記
- ⑦ 各避難所と緊急避難場所に掲示している避難所表示板への多言語表記
- ⑧ やさしい日本語を使った区民と外国人留学生との交流
- ⑨ 「カラーユニバーサルデザインを含む情報提供ガイドライン」を活用した多様な利用者に配慮した情報提供の推進
- ⑩ 外国人への外国語版生活便利帳の作成・配布
- ⑪ 高齢者向けスマートフォン講習会・相談会の開催

※ 音声文字化・多言語翻訳機能を有する透明ディスプレイ、遠隔手話通訳サービス、QRコードを使った情報提供、筆談用具、コミュニケーション支援ボード、読書補助具、拡大鏡、老眼鏡、インターホン等



区議会で導入する
リアルタイム字幕システム

日程	種別	日時	会場
①	操作全般講習会	7月11日(火)・8日(火)	高齢者センター
②	LINE講習会	7月11日(火)・18日(金)	13:30 永田駅前西館
③		7月17日(木)・24日(木)	高齢者センター
④	LINE講習会	7月22日(火)	15:30 本郷込駅前西館
⑤		7月29日(火)	本郷込駅前西館
⑥		7月22日(火)	本郷込駅前西館
⑦	操作全般講習会	8月5日(火)・12日(火)	高齢者センター
⑧	LINE講習会	8月13日(木)・20日(木)	13:30 永田駅前西館
⑨		8月14日(木)・21日(木)	水産物センター
⑩	LINE講習会	8月22日(火)	15:30 小石川駅前西館
⑪		8月29日(火)	小石川駅前西館
⑫		8月20日(水)	高齢者センター
⑬	操作全般講習会	9月1日(月)・8日(月)	高齢者センター
⑭	LINE講習会	9月5日(金)・12日(金)	13:30 西郷三郎老人ホーム
⑮		9月18日(木)・25日(木)	高齢者センター
⑯	LINE講習会	9月9日(火)	15:30 両国中央図書館
⑰		9月16日(火)	両国中央図書館

高齢者向けスマートフォン講習会の
案内ポスター

6.3 その他の取組の推進

各施設におけるバリアフリーの取組や、心のバリアフリー、情報のバリアフリーの推進とあわせ、ハード・ソフトが連携し、障害の社会モデルの考え方を踏まえた取組を区全体で進めることにより、バリアフリー化の効果をさらに高めていく必要があります。

6.3.1 坂道のバリアフリーの推進

区の特徴である坂道について、旧基本構想に基づいて進めてきた取組を他の地区別計画において具体的な事業計画に位置づけることで、区全体におけるさらなる坂道のバリアフリーの推進を図ります。

<取組例>

- ① 坂道や階段への手すりや助け合い意識を喚起する標識の設置
- ② 高齢者等が休憩できるようなお休み石の設置
- ③ 滑りにくい舗装の整備

6.3.2 歩行空間の安全な利用

歩行空間の利用状況について、アンケート調査や地域懇談会において、歩きスマホや自転車の通行方法の危険性に関する意見が多く出ていました。これを踏まえて、自転車通行空間整備だけでなく、違法駐車対策や自転車の交通ルール・マナーの徹底、歩行者は「ながら歩き」をしないなど、周知啓発にもあわせて取り組むことで、歩行空間の安全利用の促進を図ります。

<取組例>

- ① 自転車通行空間の整備
- ② 放置自転車の撤去や自転車利用者・歩行者への交通ルール・マナーの周知・啓発
- ③ 区道上の不法占用物件（許可のない看板、商品、植木鉢等）への指導

6.3.3 バリアフリーに関する情報発信

旧基本構想の推進にあたり、事業の進捗状況や、事業者の連携によって実現した整備、区民参加で検討した取組、バリアフリーについて工夫した点などについて、ホームページ等を活用して周知してきました。今後も継続した情報発信に取り組むとともに、より分かりやすく、使いやすい情報発信に努めます。

また、工事中や非常時のバリアフリー情報（利用不可・迂回など）を音声や文字情報で提供するなど、状況に応じた情報発信の充実を図ります。

7.1 都心地域

都心地域におけるバリアフリー化に向けた基本方針を以下に示します。

1 駅周辺における利便性・安全性の高いバリアフリー化を目指します。

- 駅周辺の歩行空間における連続的なバリアフリー化のさらなる推進や適切な維持管理
- まちづくりと連携した飯田橋駅周辺における利便性の高いバリアフリー化の推進
- 区外隣接駅を含めた駅周辺や主要施設におけるハード・ソフト両面からの経路案内の充実
- 高齢者利用が多いことを踏まえた御茶ノ水駅の上下移動の更なる円滑化の推進

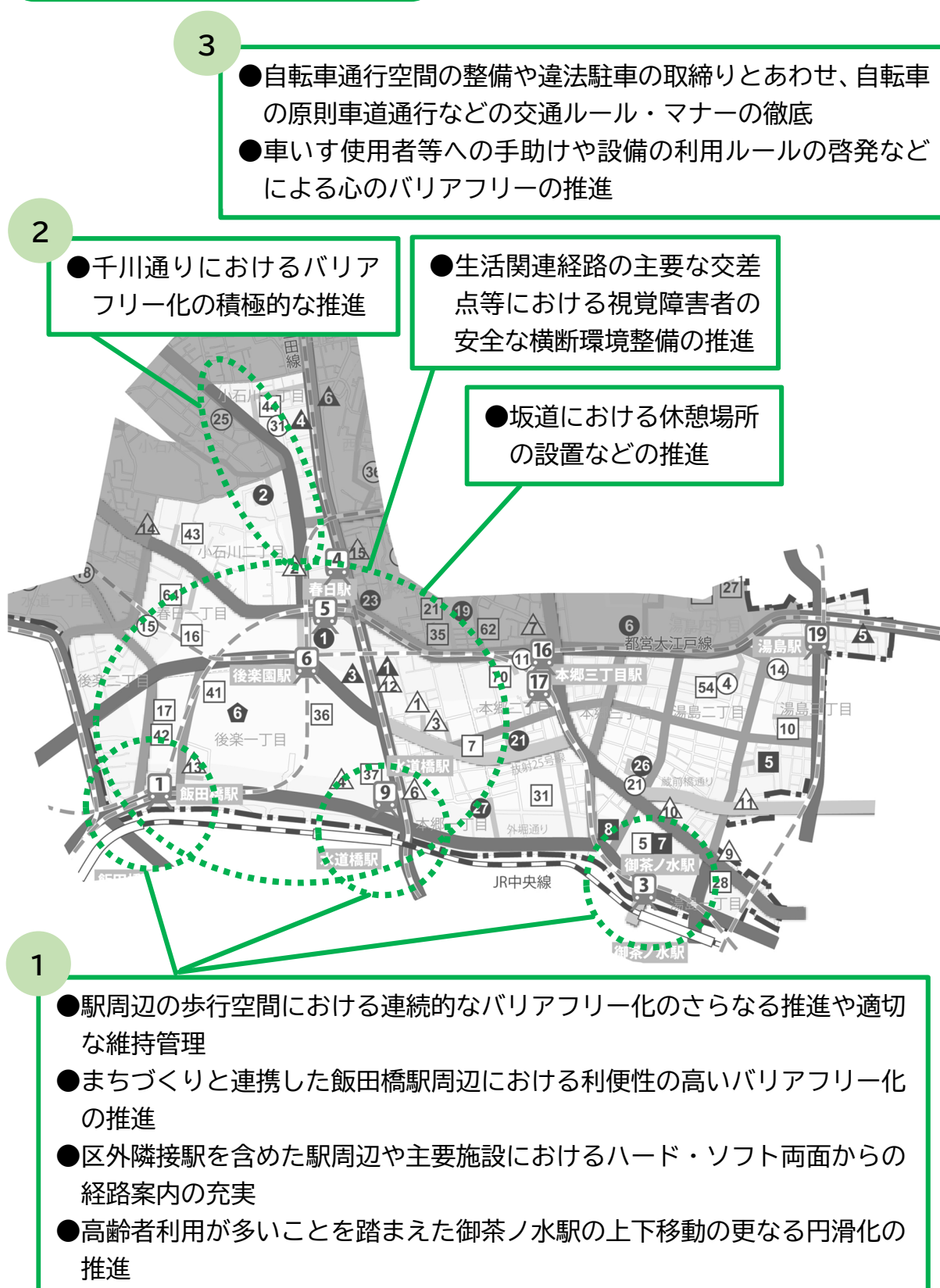
2 安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

- 千川通りにおけるバリアフリー化の積極的な推進
- 生活関連経路の主要な交差点等における視覚障害者の安全な横断環境整備の推進
- 坂道における休憩場所の設置などの推進

3 自転車利用のルール・マナーの徹底など心のバリアフリーを目指します。

- 自転車通行空間の整備や違法駐車取締りとあわせ、自転車の原則車道通行などの交通ルール・マナーの徹底
- 車いす使用者等への手助けや設備の利用ルールの啓発などによる心のバリアフリーの推進

都心地域における基本方針



※地図中の番号の施設名称：33 ページ参照

7.2 下町隣接地域

下町隣接地域におけるバリアフリー化に向けた基本方針を以下に示します。

1 地区の骨格となる幹線道路網のバリアフリー化を目指します。

- 不忍通り、言問通りなどのバリアフリー化の積極的な推進

2 利用者の多い施設の周辺において一体的かつ連続的なバリアフリー化を目指します。

- 病院や大学、根津・千駄木周辺における安全な歩行空間の確保
- 区外からの利用者を想定した駅のバリアフリー情報や主要施設へのルート、施設出入口周辺におけるハード・ソフト両面からの案内の充実

3 生活道路における歩行空間のバリアフリー化を目指します。

- 歩行者や車いす使用者の通行を妨げる障害物の撤去、移設
- 公立小中学校等の通学路をはじめとした生活道路における安全対策の推進
- 坂道における休憩場所の設置などの推進

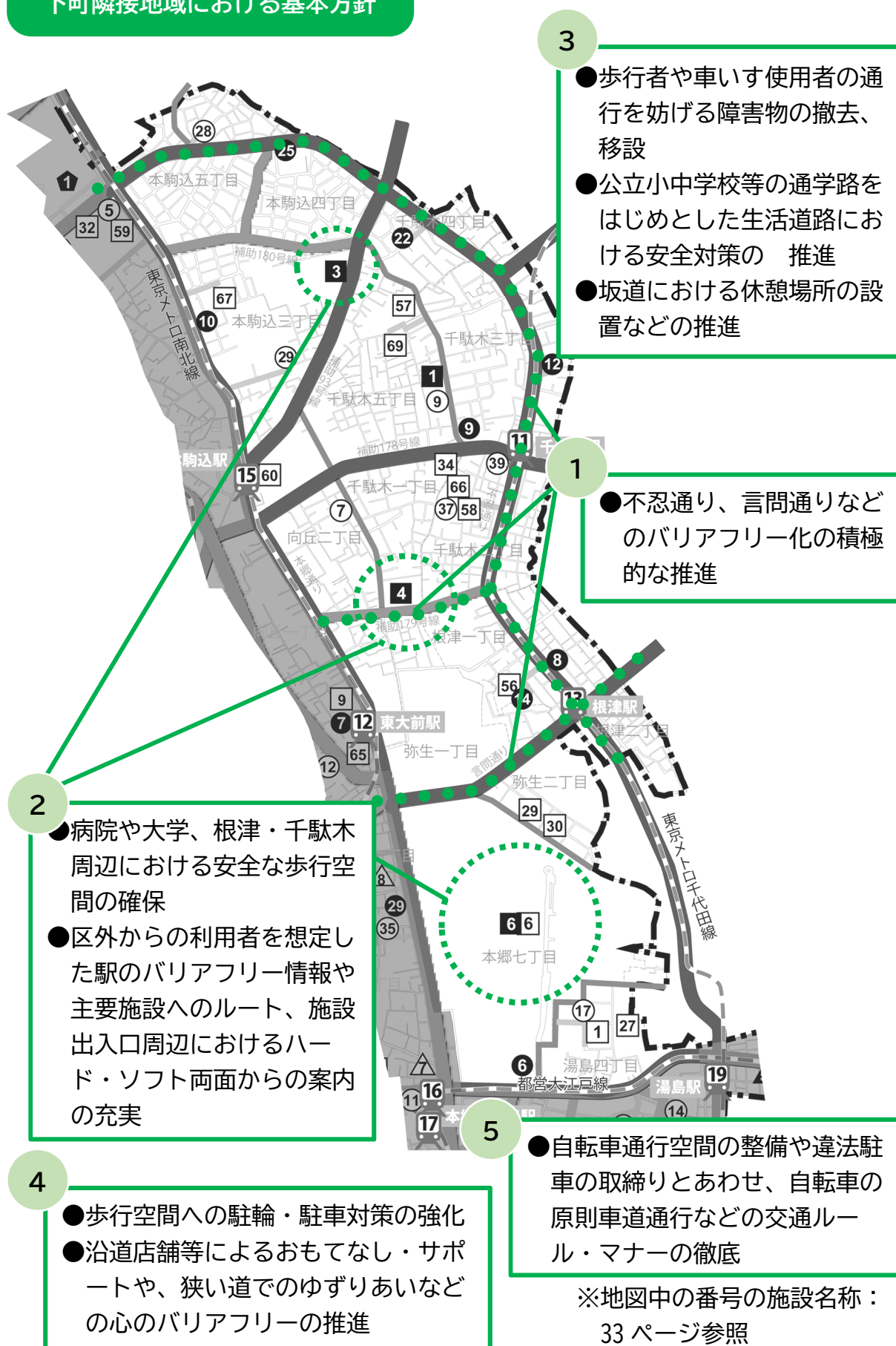
4 生活者と来訪者相互の心のバリアフリーを目指します。

- 歩行空間への駐輪・駐車対策の強化
- 沿道店舗等によるおもてなし・サポートや、狭い道でのゆずりあいなどの心のバリアフリーの推進

5 自転車利用のルール・マナーの徹底など心のバリアフリーを目指します。

- 自転車通行空間の整備や違法駐車取締りとあわせ、自転車の原則車道通行などの交通ルール・マナーの徹底

下町隣接地域における基本方針



7.3 山の手地域東部

山の手地域東部におけるバリアフリー化に向けた基本方針を以下に示します。

- 1 幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。
 - 白山駅周辺における安全かつ快適な歩行空間の確保に向けたバリアフリー化の推進
 - 国道 17 号や不忍通り、白山通り、本郷通りなどの主要幹線道路の歩道及び交差点におけるバリアフリー整備の推進
- 2 主要施設周辺の一体的かつ連続的なバリアフリー化を目指します。
 - 住宅市街地内の生活道路における安全・快適な道路環境の整備の推進
 - 駅周辺や主要施設におけるハード・ソフト両面からの施設間経路の案内の充実
 - 公立小中学校等の通学路における安全対策の推進
- 3 だれもがアクセス可能で楽しめる名勝地等のバリアフリー化を目指します。
 - 名勝地等におけるバリアフリー整備の推進
 - 人的対応や案内の充実などソフト的な取組の推進
- 4 自転車利用のルール・マナーの徹底など心のバリアフリーを目指します。
 - 自転車通行空間の整備や違法駐車取締りとあわせ、自転車の原則車道通行などの交通ルール・マナーの徹底
 - 坂道での車いす使用者等への手助けなどによる心のバリアフリーの推進
 - 通学で混雑する時間帯の駅や歩道の利用マナーに関する啓発の実施

山の手地域東部における基本方針

1

- 白山駅周辺における安全かつ快適な歩行空間の確保に向けたバリアフリー化の推進
- 国道 17 号や不忍通り、白山通り、本郷通りなどの主要幹線道路の歩道及び交差点におけるバリアフリー整備の推進

2

- 住宅市街地内の生活道路における安全・快適な道路環境の整備の推進
- 駅周辺や主要施設におけるハード・ソフト両面からの施設間経路の案内の充実
- 公立小中学校等の通学路における安全対策の推進

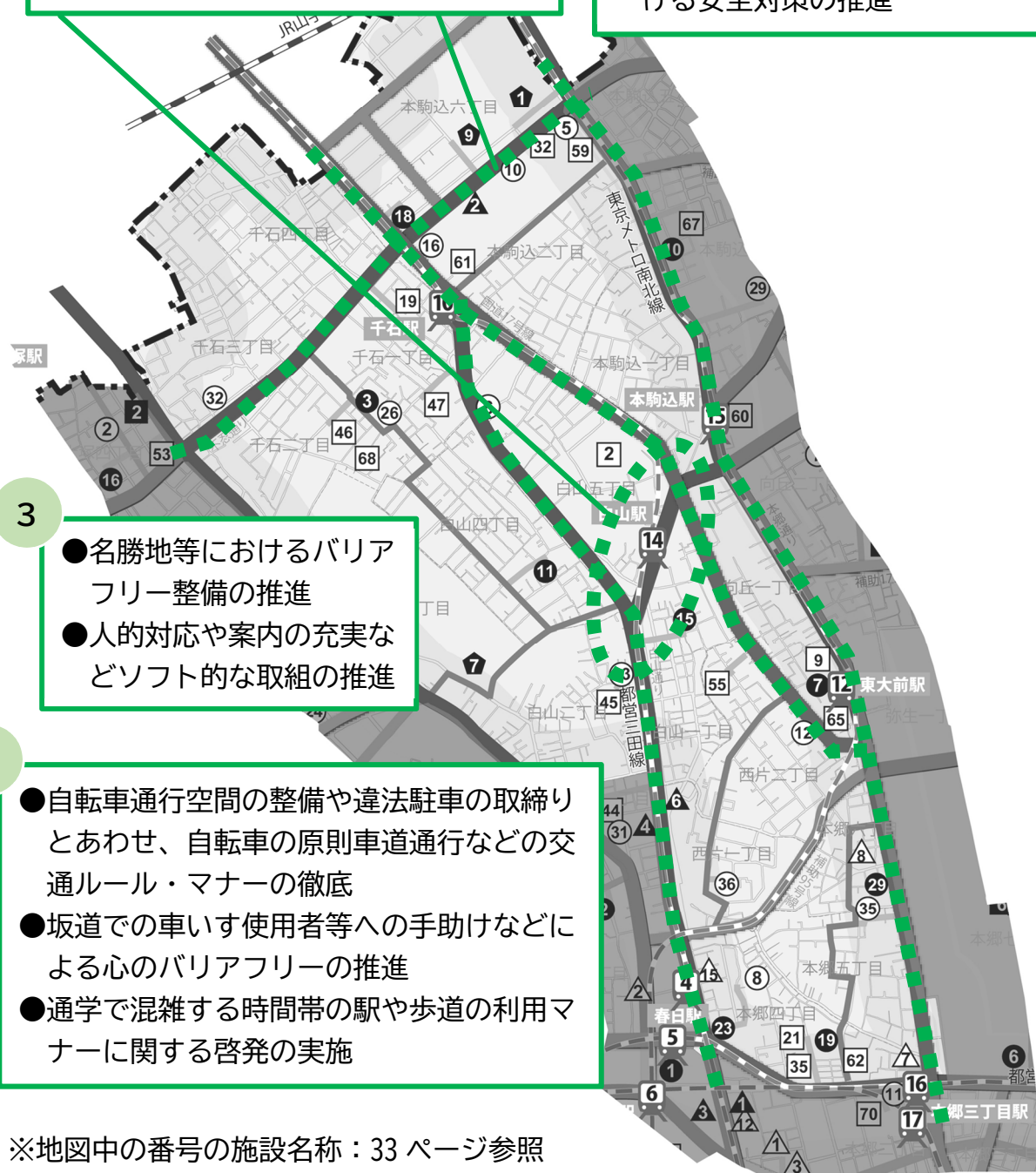
3

- 名勝地等におけるバリアフリー整備の推進
- 人的対応や案内の充実などソフト的な取組の推進

4

- 自転車通行空間の整備や違法駐車取締りとあわせ、自転車の原則車道通行などの交通ルール・マナーの徹底
- 坂道での車いす使用者等への手助けなどによる心のバリアフリーの推進
- 通学で混雑する時間帯の駅や歩道の利用マナーに関する啓発の実施

※地図中の番号の施設名称：33 ページ参照



7.4 山の手地域中央

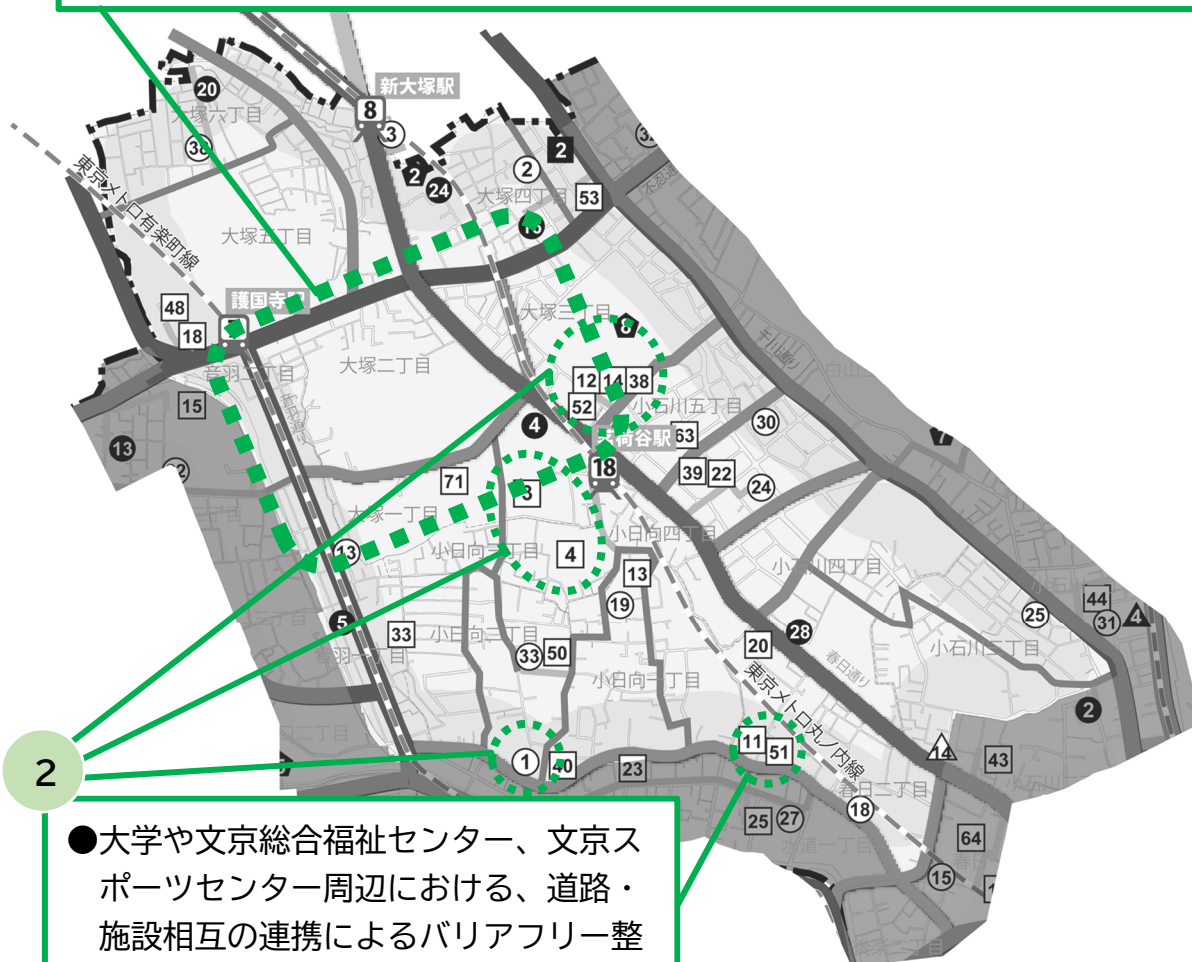
山の手地域中央におけるバリアフリー化に向けた基本方針を以下に示します。

- 1 茗荷谷駅・護国寺駅周辺の安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。
 - 不忍通り、春日通り、音羽通り等を中心とした、主要幹線道路・生活幹線道路のバリアフリーネットワークの形成
 - 高齢者・障害者だけでなく、特別支援学校の生徒や子ども、学生などが安心して通行できる歩行環境をハード・ソフト両面から構築
- 2 施設・道路が連携した主要施設周辺のバリアフリー化を目指します。
 - 大学や文京総合福祉センター、文京スポーツセンター周辺における、道路・施設相互の連携によるバリアフリー整備の推進や案内の充実
 - 駅周辺におけるハード・ソフト両面からの主要施設までの経路案内の充実
- 3 だれもが歩いて楽しめる坂のまちとしてのバリアフリー対応を目指します。
 - 小さな凹凸の改善や退避スペース（平坦部）の確保などバリアフリー整備の推進
 - 車いす利用者への手助けやベンチの設置などソフト的な取組の推進
- 4 自転車利用のルール・マナーの徹底など心のバリアフリーを目指します。
 - 自転車通行空間の整備や違法駐車取締りとあわせ、自転車の原則車道通行などの交通ルール・マナーの徹底
 - 通学で混雑する時間帯の駅や歩道の利用マナーに関する啓発の実施

山の手地域中央における基本方針

1

- 不忍通り、春日通り、音羽通り等を中心とした、主要幹線道路・生活幹線道路のバリアフリーネットワークの形成
- 高齢者・障害者だけでなく、特別支援学校の生徒や子ども、学生などが安心して通行できる歩行環境をハード・ソフト両面から構築



2

- 大学や文京総合福祉センター、文京スポーツセンター周辺における、道路・施設相互の連携によるバリアフリー整備の推進や案内の充実
- 駅周辺におけるハード・ソフト両面からの主要施設までの経路案内の充実

3

- 小さな凹凸の改善や退避スペース（平坦部）の確保などバリアフリー整備の推進
- 車いす使用者への手助けやベンチの設置などソフト的な取組の推進

4

- 自転車通行空間の整備や違法駐車取締りとあわせ、自転車の原則車道通行などの交通ルール・マナーの徹底
- 通学で混雑する時間帯の駅や歩道の利用マナーに関する啓発の実施

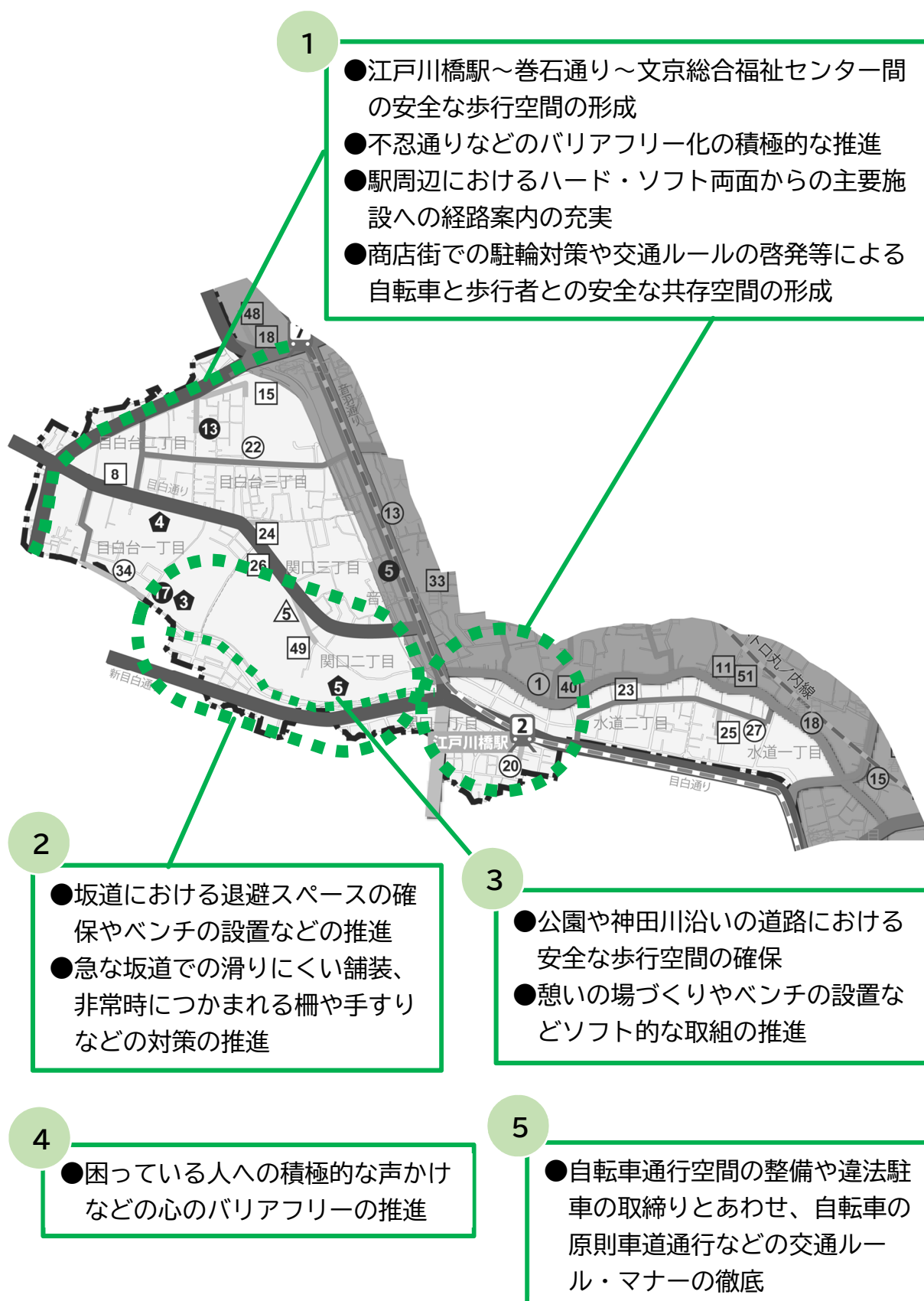
※地図中の番号の施設名称：33 ページ参照

7.5 山の手地域西部

山の手地域西部におけるバリアフリー化に向けた基本方針を以下に示します。

- 1 江戸川橋駅周辺や筑波大学附属視覚特別支援学校周辺の安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。
 - 江戸川橋駅～巻石通り～文京総合福祉センター間の安全な歩行空間の形成
 - 不忍通りなどのバリアフリー化の積極的な推進
 - 駅周辺におけるハード・ソフト両面からの主要施設への経路案内の充実
 - 商店街での駐輪対策や交通ルールの啓発等による自転車と歩行者との安全な共存空間の形成
- 2 安全に通行できるよう、バリアフリーに配慮した坂道での対策を目指します。
 - 坂道における退避スペースの確保やベンチの設置などの推進
 - 急な坂道での滑りにくい舗装、非常時につかまれる柵や手すりなどの対策の推進
- 3 歩行者のための散策経路のバリアフリー化を目指します。
 - 公園や神田川沿いの道路における安全な歩行空間の確保
 - 憩いの場づくりやベンチの設置などソフト的な取組の推進
- 4 高齢者・障害者が特に多く利用する地域での心のバリアフリーを目指します。
 - 困っている人への積極的な声かけなどの心のバリアフリーの推進
- 5 自転車利用のルール・マナーの徹底など心のバリアフリーを目指します。
 - 自転車通行空間の整備や違法駐車取締りとあわせ、自転車の原則車道通行などの交通ルール・マナーの徹底

山の手地域西部における基本方針



※地図中の番号の施設名称：33 ページ参照

8.1 地区別計画の策定

バリアフリー基本構想の実現に向けて、バリアフリー法では、バリアフリー基本構想に基づき各事業者が具体的な事業計画（特定事業計画）を作成し、それぞれ事業を実施することが定められています。

本区では、令和8年度に文京区バリアフリー基本構想に基づく「地区別計画（バリアフリー法に基づく特定事業計画を含む）」を策定します。策定にあたっては、区民参加により具体的な課題抽出を行うとともに、関係事業者との調整を図り、地区別方針に則った具体的な事業計画をとりまとめます。

地区別計画は、文京区都市マスタープランに示す5地区（都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）ごとに策定します。

8.2 バリアフリー基本構想の進行管理

国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、バリアフリー法に基づく特定事業計画に則った事業推進のみならず、実施された事業の成果について評価を行い、必要に応じてバリアフリー基本構想の見直しや新たなバリアフリー基本構想の作成を行うことが望ましいとされています。

本区では、「文京区バリアフリー基本構想推進協議会」を設置し、バリアフリー基本構想に基づく地区別計画の策定（Plan）、事業の実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）の PDCA サイクルに基づき、バリアフリー基本構想の段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を推進します。

具体的には、地区別計画に基づく事業の進捗状況について関係する事業者毎に毎年度照会を行うとともに、令和 12 年度には中間評価として多様な区民参加のもと、事業実施後の確認やさらなる改善の提案等を行います。そして、目標年次の令和 17 年度以降は、バリアフリー基本構想の評価や改定の必要性について検討します。

また、ソフト施策等の推進の一環として、心のバリアフリーに関する研修会等の取組を継続的に展開するなど、より多くの区民の方に参加いただく機会を設けながら、心のバリアフリー等の普及・啓発を推進していきます。

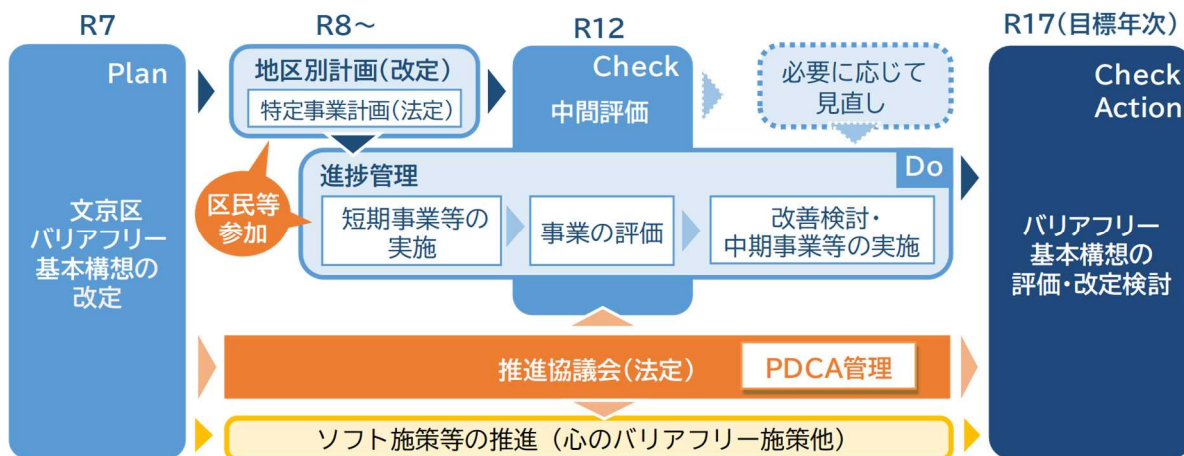


図 20 文京区バリアフリー基本構想における PDCA サイクルのイメージ

参考1 文京区バリアフリー基本構想推進協議会 設置要綱

26 文都都第 572 号	区長決定
一部改正 平成 27 年 3 月 26 日	部長決定
一部改正 27 文都都第 97 号 平成 27 年 5 月 29 日	部長決定
一部改正 27 文都都第 203 号 平成 27 年 7 月 16 日	区長決定
一部改正 28 文都都第 27 号 平成 28 年 4 月 1 日	部長決定
一部改正 2022 文都都第 239 号 令和 4 年 10 月 7 日	部長決定
一部改正 2024 文都都第 1245 号 令和 6 年 11 月 26 日	部長決定
最終改正 2024 文都都第 1805 号 令和 7 年 3 月 31 日	部長決定

(設置)

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 26 条第 1 項の規定に基づき、文京区バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)の実施に係る連絡調整を行うため、文京区バリアフリー基本構想推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想の進行管理に関すること。
- (2) 基本構想の改定に関すること。
- (3) 基本構想に基づく重点整備地区別計画の改定に関すること。
- (4) その他区長が必要があると認めた事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員 40 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体、高齢者団体等を代表する者
- (3) 公募区民
- (4) 関係行政機関
- (5) 施設管理者
- (6) 交通管理者
- (7) 関係事業者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要があると認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、特別な事情がある場合は任期を延長する

ことができる。

2 委員の再任は妨げないものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、第3条第1号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、企画政策部長、福祉部長、都市計画部長、土木部長、企画政策部企画課長、企画政策部用地・施設マネジメント担当課長、福祉部福祉政策課長、福祉部障害福祉課長、都市計画部都市計画課長、土木部管理課長、土木部道路課長、土木部みどり公園課長及び教育推進部副参事(学校施設担当)の職にある者とする。

(意見聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則 この要綱は、平成27年3月26日から施行する。

付則 この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

付則 この要綱は、平成27年7月16日から施行する。

付則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、令和4年10月7日から施行する。

付則 この要綱は、令和6年11月26日から施行する。

付則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

参考2 文京区バリアフリー基本構想推進協議会 委員名簿

(敬称略)

No.	区分		所属	氏名	
1	学識経験者		岩手県立大学 名誉教授	元田 良孝	
2			東京大学大学院 工学系研究科 建築学専攻 准教授	松田 雄二	
3	区民	障害者団体	文京区視覚しょうがい者協会	吉田 美奈子	
4			文京区肢体障害者福祉協会	松井 幸子	
5			文京区聴覚障害者協会	高岡 正	
6			文京区肢体不自由児者父母の会	住友 孝子	
7			文京区家族会	雄川 千枝子	
8			文京区知的障害者（児）の明日を創る会	賀藤 一示	
9			高齢者団体	文京区高齢者クラブ連合会	本間 君枝
10			商店街	文京区商店街連合会	寺澤 弘一郎
11		町会	文京区町会連合会	上田 泰正	
12		地域員	文京区民生委員・児童委員協議会	佐古 陽子	
13		公募	－	鈴木 好美	
14		公募	－	谷中 匡子	
15		公募	－	柘植 直子	
16		公募	－	山本 司	
17	関係行政機関	国	国土交通省 関東運輸局 交通政策部 共生社会推進課長	平井 靖範	
18		東京都	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通政策担当課長	荒井 大介	
19	施設管理者	国道	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課 建設専門官	菊池 信久	
20		都道	東京都 建設局 第六建設事務所 補修課長	藤木 健太郎	
21		都立公園	東京都 建設局 東部公園緑地事務所 管理課長	五十嵐 純	
22	交通管理者	警視庁	富坂警察署 交通課長	中藤 大樹	
23			大塚警察署 交通課長	青木 政博	
24			本富士警察署 交通課長	秋田 恵	
25			駒込警察署 交通課長	三浦 秀一郎	
26	交通事業者	地下鉄	東京地下鉄株式会社 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長	倉本 広太郎	
27			東京都 交通局 総務部 技術調整担当課長	近藤 琢哉	
28		都営バス	東京都 交通局 自動車部 事業改善担当課長	内山 琢矢	
29		区コミュニティバス	日立自動車交通株式会社 運行部	坂口 央	
30	関係事業者		医療法人社団 龍岡会 高齢者あんしん相談センター本富士センター長	中谷 伸夫	

参考3 文京区バリアフリー基本構想推進協議会 幹事名簿

(敬称略)

No.	所属	氏名
1	文京区企画政策部長	新名 幸男
2	文京区福祉部長	鈴木 裕佳
3	文京区都市計画部長	鵜沼 秀之
4	文京区土木部長	小野 光幸
5	文京区企画政策部企画課長	川崎 慎一郎
6	文京区企画政策部用地・施設マネジメント担当課長	岡村 健介
7	文京区福祉部福祉政策課長	篠原 秀徳
8	文京区福祉部障害福祉課長	永尾 真一
9	文京区都市計画部都市計画課長	真下 聡
10	文京区土木部管理課長	橋本 淳一
11	文京区土木部道路課長	村岡 健市
12	文京区土木部みどり公園課長	高橋 彬
13	文京区教育推進部副参事（学校施設担当）	内山 真宏

参考4 検討経緯

会議名等	主な検討内容
第1回文京区バリアフリー基本構想推進協議会 令和7年5月9日（金）	(1)文京区バリアフリー基本構想改定方針について (2)アンケート調査・地域懇談会の実施について
アンケート調査（区民/障害者・高齢者団体） 令和7年5月～6月	アンケート形式による区内の主要施設や交通施設等の利用状況、満足度、具体的な課題の把握・分析
地域懇談会（5地区） 令和7年6月26日（木）	意見交換による各重点整備地区の主要施設や交通施設等の利用状況、利用しやすさ、具体的な課題の把握・分析
第2回文京区バリアフリー基本構想推進協議会 令和7年9月2日（火）	(1)特定事業等の進捗及びアンケート調査等の結果について (2)各種調査結果を踏まえた改定方針について (3)生活関連施設・生活関連経路の追加について (4)移動等円滑化に向けた配慮事項の更新について
心のバリアフリーの取組 令和7年11月2日（日）	文京総合福祉センター祭りにおける啓発活動の実施及び意見収集 ・心のバリアフリーの木をつくろう ・障害疑似体験
第3回文京区バリアフリー基本構想推進協議会 令和7年11月4日（火）	(1)旧基本構想の最終評価（案）について (2)改定基本構想（素案）について
パブリックコメント 令和7年12月5日～ 令和8年1月5日	バリアフリー基本構想（素案）の公表・意見収集
第4回文京区バリアフリー基本構想推進協議会 令和8年1月23日（金）	(1)改定基本構想（案）について (2)次年度の進め方（まち歩きワークショップの実施方針等）について

※各協議会前に推進委員会を実施（検討内容は協議会と同様）

参考5 用語解説

あ行

■ ICT（アイシーティ）

Information Communication Technologyの略。ICTは、情報・通信に関連する技術一般の総称で、従来頻繁に用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられるもの。

■ 愛の手帳

東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障害者（児）に対する社会の理解と協力を深めるために交付するもの。障害の程度によって、1度から4度に区分される。

■ アクセシビリティ

アクセス（＝目的の場所などの利用やそこへの接近）のしやすさのこと。情報やサービスなどがどれくらい利用しやすいか、特に高齢者、障害者等が不自由なく利用可能かどうかの度合いを示すもの。

■ 移動等円滑化基準

移動等円滑化（＝バリアフリー化）のために必要なものとしてバリアフリー法に基づき主務政省令で定められた基準。旅客施設、車両、道路、信号機、路外駐車場、都市公園、建築物等に関するものがある。

■ 移動等円滑化の促進に関する基本方針
バリアフリー法第3条第1項の規定に基づき、主務大臣が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針。（令和2年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第1号）

■ 役務の提供

バリアフリー施設や設備等の機能を十分に発揮するために、サービスを提供する事業者が施設・設備等の維持管理や、操作方法・障害者等への接遇方法の習得、サービス提供体制の確保や操作・人的対応を実施すること。令和2年のバリアフリー法改正により、公共交通移動等円滑化基準に新たに役務の提供に関する基準が定められた。

■ エスコートゾーン

視覚障害者横断帯。横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内をまっすぐ進めるようにするもの。

■ オストメイト

人工肛門や人工膀胱を持つ人たちのこと。疾患部の全部又は一部の摘出手術を受け、腹部に排泄するためのストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設し、排せつ、排尿に対応するためのストーマ装具を装着している。

■ オストメイト対応設備

トイレ等でオストメイトが排せつ物の処理やストーマ装具の交換・装着などをするための設備であり、汚物流し台やカウンター、荷物用フック、化粧鏡、着替え台などがある。

か行

■ ガイドライン

国や自治体などが、関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したもの。

■ 輝度

ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものである。

■ QR コード

白と黒の四角で構成された模様の 2 次元コード。携帯電話やスマートフォンなどで読み取ることで文字情報や URL（ウェブページのアドレス）などのデータを読み取ることができる。

■ グレーチング

鋼材を格子状に組んだ側溝の蓋。

■ 経過時間表示式信号機

信号交差点における横断歩行者の安全性を向上させるため、経過時間（待ち時間及び残り時間）を表示した信号機。

■ 建築物バリアフリー条例（東京都）

「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（平成 15 年制定、令和 5 年改定）の略称。バリアフリー法に基づき東京都が定めた条例で、義務付け対象とする用途の拡大や対象規模の引き下げ、整備基準の強化について定めている。

■ 高度化 PICS（ピックス）

スマートフォン等に歩行者信号の状態を送信するとともに、スマートフォン等から青信号の延長要求ができるシステムであり、歩行者等支援情報通信システム（PICS：Pedestrian Information and Communication Systems）を高度化したもの。

■ 合理的配慮

障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くための対応を求められた場合に、負担が重すぎない範囲で対応すること。

■ 高齢化率

総人口に対する 65 歳以上の人口の割合。

■ 心のバリアフリー

高齢者、障害者等に対する無理解や誤解を取り除き、相手の気持ちになって考え、支え合っていくこと。また、高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことや移動及び施設利用を手助けすること等の支援により、円滑な移動及び施設利用に積極的に協力すること。

■ コミュニケーション支援ボード

障害者や外国人などのコミュニケーションをとりにくい方が、自分の意志を相手に伝えるために利用する絵や図記号が示されたボード。

■ コミュニティ道路

人と車の調和を図り、歩行者等が安全かつ安心して利用できる道路。車道を蛇行させる、ジグザグにする、車道面を隆起させたハンプを設置するなど、心理的、物理的に車の速度が低下するように設計されている。

■ コミュニティバス

従来の路線バスによるサービスを補う公共交通サービスとして、自治体が関与して運行する乗合バス。生活道路など狭い道を運行するため、小型バスが使用されることが多い。

さ行

■ サイン

道路や鉄道駅、建築物などに設置される誘導表示や案内図。

■ 視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される、線状、点状の突起をもったブロック。

■ 施設設置管理者

公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等のこと。

■ 自転車通行空間整備

自転車が安全に通行できる空間を道路上に整備（自転車道、自転車専用通行帯、路肩のカラー化や路面標示、交通規制など）すること。

■ 社会的障壁

障害者にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）、観念（障害のある方への偏見など）その他一切のもの。

■ 重点整備地区

バリアフリー法に基づく基本構想に定める地区。バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として市町村が定めるもの。

■ 障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年制定、令和 3 年改正）の略称。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進するもの。

■ 障害の社会モデル

「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方のこと。

■ 触知（案内）図

視覚障害者が触覚により空間認識を行うための地図。道路や建物などの地物を凹凸のある線や網目模様で、注記を点字で表現したもの。

■ 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満はその保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明になる。障害の等級には、障害の程度により、1級から6級がある。

■ スパイラルアップ

計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）のPDCAサイクルに基づき取組を進めながら理想に向かっていくプロセス。「継続的に改善すること」として用いられる。

■ 生活関連経路

生活関連施設相互間の経路（道路や通路など）。

■ 生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設のこと。

■ 精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定された障害者手帳。一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで各種サービスが受けやすくなる。手帳の有効期限は2年で、障害の程度により1級から3級がある。

■ （バスの）正着

バスが停留所との隙間を空けずに停車すること。

た行

■ 東京都福祉のまちづくり条例

ユニバーサルデザインを基本理念とし、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めることを目的とした条例（平成7年制定、平成21年改正）。施行規則において、対象となる施設や整備基準を定めている。

■ 特定公園施設

都市公園の出入口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場/休憩場/野外劇場/野外音楽堂/駐車場/便所/水飲場/手洗場/管理事務所/掲示板/標識などがある。

■ 特定事業

バリアフリー法に基づく基本構想に記載される事業（バリアフリー化に関する事業）で、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業及び教育啓発特定事業をいう。

■ 特定事業計画

バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、交通安全特定事業計画、建築物特定事業計画、路外駐車場特定事業計画、都市公園特定事業計画及び教育啓発特定事業計画がある。

■ 特定車両

公共交通特定事業の対象となる路線バスや貸切バス、タクシー等の車両のこと。

■ 特定旅客施設

1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上であること、又は相当数の高齢者、障害者等の利用が見込まれることなどの要件に該当する旅客施設。

■ 特定路外駐車場

道路の付属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場を除く路外駐車場であって、駐車用の供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ駐車料金を徴収するもの。

■ 特別支援学校

学校教育法で規定された、心身障害児を対象とする学校。視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む)に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

な行

■ ニーリング

バスのエアサスペンションの空気を抜いて車体を傾け、乗り降りをしやすくする機能。

■ 認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を地域で見守る応援者。講師役である「キャラバン・メイト」が、地域住民や職域団体・学校等を対象に、認知症の基礎知識やサポーターとして何ができるかな等を学ぶ「認知症サポーター養成講座」を随時開催している。

■ 認知症基本法

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(令和6年1月施行)の略称。認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に制定され、基本理念や認知症施策推進基本計画、基本的施策などについて定めている。

■ ノンステップバス

乗降部に階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。車いす使用者の乗降の際はスロープ板などを出す。ノンステップバスにおける乗降口床面の高さは270mm以下とされている(公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン)。

は行

■ ハード・ソフト

ハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。ソフトとは人、システム、制度などに主に運用に関するもの。

■ パブリックコメント

行政が計画を策定する際に、あらかじめ計画の原案を公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続のこと。

■ バリアフリー

障害者などが社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。ここでいうバリアには、物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、すべての障壁を含む。

■ バリアフリー基本構想

バリアフリー法に基づき、区市町村が、当該区市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区(重点整備地区)について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関して定める構想。

■ バリアフリー対応型信号機

音響式信号機、経過時間表示式信号機、歩行者感應制御信号機、青延長用押しボタン付き信号機(高齢者等感應式信号機)を総称したもの。

■ バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成 18 年施行)の略称。従来の交通バリアフリー法では大規模な鉄道駅等の旅客施設を中心として、周辺道路や信号機等のバリアフリー化を図ることが目的とされていたが、より面的かつ一体的・連続的なバリアフリー化を促進していくための枠組みとして、建築物のバリアフリーに関する法律である

ハートビル法と交通バリアフリー法が一体化した法制度となったもの。平成 30 年、令和 2 年に改正が行われた。

■ PDCA サイクル

⇒「スパイラルアップ」の項を参照。

■ バリアフリーマップ

地方公共団体、地域団体等が地域におけるバリア又はバリアフリー情報を収集し、印刷配布・ウェブ上での公表その他の方法により一般に公開しているもの。

■ ピクトグラム

「絵文字」「絵単語」などで、何らかの情報や注意を示すために用いられる視覚記号(サイン)の一つ。

■ 福祉タクシー

道路運送法第 3 条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のこと。

■ 「文の京」総合戦略

区が解決すべき主要課題を明らかにした「重点化計画」で、財政的な裏付けを伴う区の最上位計画(令和 6 年 3 月策定)。

■ 文京区都市マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 により「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、長期的な視点にたって、まちの将来像や土地利用・都市施設などの整備方針を明らかにし、都市計画の方針及びまちづくりのガイドラインとしての役割を果たすもの。『文京区都市マスタープラン 2024』P3 参照

■ ホームドア・可動式ホーム柵

駅のホームで線路に面する部分に設置された可動式の開口部を持った仕切り。ホーム上の利用者への安全対策の一つで、線路内への転落事故や列車との接触事故を未然に防ぐ。可動式ホーム柵は高さが床面から腰高程度のタイプ。

や行

■ ユニバーサル社会

年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会。

■ ユニバーサル社会実現推進法

「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（平成 30 年制定）の略称。障害の有無、年齢などにかかわらず、すべての国民が尊重され、自立した社会生活を送れる「ユニバーサル社会」の実現を目指し、関係施策を総合的・一体的に推進することを目的としている。

■ ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

■ ユニバーサルデザインタクシー

健康な方はもちろん、車いす使用者、ベビーカー利用者、高齢者、妊娠中の方など「誰もが利用しやすいタクシー」のこと。

ら行

■ 路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のこと。

わ行

■ ワークショップ

一方的な情報提供でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で問題解決や創造を行う場、又はその活動手法のこと。